

平成 23 年 8 月 26 日

金融庁

平成 23 検査事務年度検査基本方針

I. はじめに

金融庁においては、金融システムの安定、金融円滑化や利用者保護の徹底はもとより、我が国金融・資本市場の競争力強化や経済成長を支える金融システムの強化に向けた活動を積極的に行うとともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指した取組みを鋭意進めている。

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるが、サプライチェーンの立て直しや海外経済の緩やかな回復等を背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、電力供給の制約や原子力災害、海外経済の下振れ懸念に加え、為替レート・株価の変動等によっては景気が下振れするリスクが存在する。

こうした中で、金融機関には、震災からの早期の立ち直りや、持続可能な自律的成長の達成に向け、積極的な貢献が期待されており、実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うことや、金融機関自身についても成長産業として経済をリードすることが求められている。また、国際的な金融規制の見直しが進展する中、金融機関としても、将来のビジネスモデルを見据えつつ前向きに態勢整備に取り組むことが期待される。

これらの情勢を踏まえ、本検査事務年度の金融検査に当たっても、各金融機関において、被災者を含めた資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているか検証するとともに、そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか検証することを基本とする。

なお、本基本方針は、平成 23 年 8 月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

II. 基本的な取組姿勢

1. 検査マニュアル前文五原則の実践強化

震災に伴う直接・間接的な影響の広がりや、昨今の国際的な金融・経済情勢等、従前にも増して先行きの不透明感が増大している状況の下、金融検査の運営に当たっては、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくことがより一層重要になっている。このため、ベター・レギュレーシ

ョンを運営指針として、引き続き、その実践を進めていく。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている五原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努める。

2. ベター・レギュレーションの進化に向けた取組み

（1）ベター・レギュレーションの持続的遂行及びその取組みの深化

金融機関の自主改善に一層役立つ金融検査の実施を目的とした総合的な対応策（アクションプランⅡ）の諸施策（①ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化、②金融機関等との対話の充実・情報発信の強化、③検査力の向上、④人材の育成・充実）を持続的に遂行する。

さらに、本基本方針に記載している諸施策（分析力・情報発信力の強化、オン・オフ体系的なモニタリングの強化等）に取り組むことにより、ベター・レギュレーションの取組みをより一層深化させる。

（2）関係機関との連携強化

金融検査の実効性・効率性を向上させる観点から、日本銀行、海外当局や自主規制機関等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。

（3）監査人との連携強化

内部統制報告制度の導入等、金融機関の内部管理態勢の有効性をサポートする外部監査の重要性がより一層高まっていることに鑑み、金融機関の会計監査や内部統制監査を行う監査人との連携を、意見交換の機会を充実すること等により、さらに強化する。

（4）金融機関の負担軽減

金融機関の負担軽減については、金融検査の実施状況や各業界団体からの意見を踏まえ、昨検査事務年度において、事前提出資料の削減等の方策を取りまとめ、実施に移しているところである。本事務年度においても、当該方策の着実な実施等により、金融検査における金融機関の負担軽減に努める。

3. 分析力・情報発信力の強化

業態横断的に内在する共通のリスクや金融システム全体に影響を及ぼす可能性のある潜在的なリスクを特定し把握するため、個別金融機関の金融検査で得られた情報を分析し、その分析結果を監督局及び総務企画局と共有するなどの取組みを行っている。

こうした中、震災に伴う直接・間接的な影響の広がりや、昨今の国内外の金融・経済情勢等が、我が国の金融システムに与える影響について、注視していく必要性

が一層高まっている。

このため、国内外の金融・経済情勢等に注意を払いつつ、分析力を一層強化することとし、分析手法の改善・向上や分析対象の拡大等に取り組む。

また、外部からの専門家の登用や、高度な専門性を備えた人材の育成を進めるとともに、高度な分析が可能なシステムインフラを整備すること等により、態勢面でも分析力の一層の高度化を推進する。

さらに、分析結果のうち、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、業界団体との意見交換の場等において紹介するなど、当局と業界との対話を通じた情報提供を行うとともに、金融業界全体のリスク認識等を高める観点から、引き続き金融検査結果事例集の定期的な公表を行うほか、必要に応じて積極的な情報発信を行うこととする。

4. オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化

金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するためには、オン・オフ一体的なモニタリングをさらに強化する必要がある。

検査局と監督局との間で、オン・オフ双方の特性を活かした最適な役割分担を行いつつ、担当者の兼務やモニタリング結果の共有を一層推進し、オン・オフ一体的なモニタリングを効果的に実施する取組みを進めることで、検証態勢のさらなる高度化を図り、金融機関や金融システムが抱えるリスクを早期に把握することとする。

具体的には、

- ・ 金融機関の財務の健全性を脅かすリスクに関して、検査局のオンサイトデータ集積・分析機能と監督局のオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させる、
- ・ システムリスクについては、検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を立ち上げたところであるが、当該組織を中心にオン・オフ一体的なモニタリングを一層強化する、
- ・ 財務の健全性やシステム以外の分野に関するリスクについても、国内外の金融・経済情勢や金融機関の行動等を注視しつつ、そのリスクを早期かつ的確に把握する、
- ・ 特に迅速に検証する必要がある場合には、監督局スタッフの金融検査への参加等も検討する、

こととする。

また、財務局においても、検査・監督合同ヒアリングなど、検査部門と監督部門との間で情報を共有するオン・オフ一体的なモニタリングについて、積極的な取組みを開始したところであるが、引き続き監督部門と連携しつつ、一層効率的な運用に取り組むこととする。

特に、システムリスクについては、監督部門が保有するシステム更改情報や障害発生情報を共有するほか、本庁検査局のシステム専門家と財務局の検査・監督部門

との連携を強化するなど、オン・オフ一体で効果的なモニタリングを実施していくこととする。

5. 東日本大震災への対応

(1) 震災復興への対応

被災地の早急な復旧・復興を実現するためには、金融機関が適切に資金供給等の金融サービスを提供し、積極的な役割を果たすことが期待される。

このため、震災直後から、震災の影響を直接・間接に受けた中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更の相談・申込みに対して、きめ細かく対応するよう、当局より金融機関に対して要請してきているところである。

金融機関が適切に金融仲介機能を果たしているかの検証に当たっては、金融機関の被災状況等も踏まえつつ、

- ・ 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、債務者の実情に応じたきめ細かな対応を行う態勢の整備状況、
 - ・ いわゆる二重債務問題に関し、債務者からの相談・申出に対して、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等に基づき、的確に対応できる態勢の整備状況、
- に着目する。

(2) 被災地に所在する金融機関への配慮

震災被害の甚大な地域や原発被害が収束しない地域に、本店又は営業店の多くが所在する金融機関については、被災した債務者への対応や金融機関自身の復旧状況等を踏まえ、金融検査の実施時期等を検討する。

また、節電対応を実施している金融機関に金融検査を行う場合には、監督部門に提出された節電行動計画等を尊重し、金融検査の運用面において、金融機関の負担に配慮した対応を行う。

Ⅲ. 各種検査の基本的枠組み

本検査事務年度においては、以下のような基本的枠組みにより、金融検査の実効性向上とともに、金融機関の負担軽減を図っていく。

1. 主要行

(1) ターゲット検査等

検証分野を絞り込んだターゲット検査を基本としつつ、必要に応じ特定のテーマに絞った各行横断的検査（テーマ別横串検査）を実施する。

(2) EiCの機能強化

金融検査に当たっては、複数年担当制の主任検査官（日本版 Examiner in Charge<EiC>）及びEiC補佐官が、事前に深度ある分析を行う。

EiC は、監督局に併任した上で、監督局における総合的ヒアリング、検査フォローアップヒアリング、足下の経営課題等に関するヒアリングなどに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、将来顕在化する可能性のあるリスク等を見据え、ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討する。

2. 大手金融グループ

(1) コングロマリット検査

グループ全体としての経営管理態勢、リスク管理態勢及び利益相反管理（銀行・証券会社間を含む）や顧客情報の取扱い等に関する内部管理態勢等について、必要に応じて証券取引等監視委員会とも連携しつつ、検証する。

(2) グローバルベースのビジネス展開への対応

国際的に活動する我が国金融機関グループ（保険会社を含む）や主要外国金融機関グループ（同）の在日拠点については、海外当局と連携しつつ、国際金融情勢を見据えた金融検査を実施する。

また、海外への出張派遣と海外駐在員の戦略的活用により、グローバルリスクの早期把握に努める。

3. 地域金融機関

財務局等における事前分析を充実し、検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリある金融検査を進める。

4. 外国銀行等

事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリある金融検査を進める。

また、外国銀行等の在日拠点におけるガバナンス・法令等遵守態勢等の実態把握を着実に進めるため、監督局と協働でオフサイトヒアリングを実施し、必要に応じて、本社又は地域本部の経営幹部、リスク管理部門や内部監査部門等との意見交換を実施するほか、母国当局との連携を強化する。

5. 信託兼営金融機関等

平成 16 年以降の一連の信託業法及び信託法の改正において、受託できる財産の種類に関する制限が撤廃されたこと等により、信託の活用機会が拡大してきている。

このため、信託検査マニュアルに基づき、個別の信託勘定の特性に応じて、善管注意義務や忠実義務等の履行を確保し、オペレーショナル・リスクを適切に管理する態勢の整備状況等について検証する。

6. 新規参入銀行

新規参入時に想定されていた新しいビジネスモデルに相応しい法令等遵守態勢や各種リスク管理態勢等の整備状況について検証する。

また、資産規模が急拡大している場合や、新規参入時に想定されていたビジネスモデルと乖離が生じている場合には、業容拡大や足下のビジネスモデルに見合った各種リスク管理態勢の整備状況等についても検証する。

7. 保険会社

保険検査マニュアルの全面改定を踏まえた金融検査を実施する。

また、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリある金融検査を進める。

少額短期保険業者については、業務の適切性等を確保する観点から、検査未実施先への金融検査を重点的に実施する。

8. 金融会社等（貸金業者、前払式支払手段発行者及び資金移動業者等）

財務局登録下の貸金業者に対しては、改正貸金業法に対応した各種態勢の整備状況等について、貸金業者向けの総合的な監督指針の内容等を踏まえて検証する。

前払式支払手段発行者に対しては、資金決済に関する法律に対応した各種態勢の整備状況等について検証する。

資金移動業者に対しては、運営実態を確認しつつ、特に資金移動業務の一部を外部委託している場合には、必要に応じて委託先の管理状況等についても検証する。

なお、金融会社等の検査に当たっては、金融検査を実施する財務局と本庁検査局との間での連携を強化する。また、自主規制機関とも、意見交換を行うこと等により連携の強化に努める。

9. 資金清算機関

安全性等のシステムリスク検査を必要に応じて実施するほか、金融検査等で把握された問題点等について、監督局と一体となってフォローアップを実施する。

10. 委託業者・代理業者

金融機関においては、システムの開発・運用業務を中心に、外部委託が進展してきており、近年では、複数金融機関によるシステムの共同委託が広範化しているほか、委託先から海外を含む第三者へ再委託する事例が見られる。

また、代理業についても、保険代理店等を中心に、代理業者の規模拡大が見られるほか、非対面取引等、幅広い業務内容に取り組む事例が見られる。

これらの状況を踏まえ、金融機関における外部委託先・代理店管理の状況の検証

に止まらず、委託業者や代理業者に対する金融検査についても、引き続き積極的に実施する。

その際、金融機関による委託業者や代理業者の的確な業務運営を確保するための措置の状況や、当該措置に基づく委託業者や代理業者の的確な業務遂行状況等について、検証する。

IV. 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備

(1) 適切な経営管理

金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要である。したがって、金融検査においては、経営陣との対話はもとより、必要に応じて実地調査等をも通じて、

- ・ 経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）について、足下の経営状況や中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から、十分な分析と検討が行われているか、
- ・ 金融機関全体の戦略目標を踏まえた事業分野毎の戦略目標と、各種リスク管理方針とが整合的であるか、
- ・ 戦略目標や各種リスク管理方針が、営業店等を含め、組織全体に着実に浸透し、実践されているか、
- ・ リスクテイク、リスク管理、法令等遵守、顧客保護等の面で、海外拠点を含めたグループ全体として強固なガバナンスが整備され、機能しているか、
- ・ 適切な業務執行を実現する観点から、取締役・監査役等が、取締役会等において実質的議論を行っているか、取締役・監査役等が職務執行及びその監督の職責を果たしているか、
- ・ 内部監査の有効性について、その品質（リスクフォーカス、フォワード・ルッキングアプローチとなっているか、検証範囲・深度が適切か、）が確保されているか、その牽制監視機能が経営に活用されているか、

等について、重点的に検証する。

(2) 金融持株会社のグループ経営管理

銀行・保険会社等の金融グループを統括する金融持株会社については、金融グループの規模・特性や、グループ内で金融持株会社に求められる役割等を踏まえつつ、金融持株会社の子会社等に対するグループ経営管理機能が十分発揮されているかについて、重点的に検証する。

(3) 業務継続体制

近年金融機関が抱えるリスクが多様化・複雑化している中、東日本大震災や大

規模なシステム障害等、従来の想定範囲に必ずしも収まらない事象が発生していることを踏まえ、従来のリスクシナリオを再点検するとともに、危機対応に向け、平時より態勢を整備しておくことが経営上の重要な課題となっている。このため、経営陣の責任において、

- ・ 危機発生時において、金融機関として必要最低限の業務の継続が確保できるよう、主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか、
- ・ 今般の震災の経験を踏まえ、既存の危機管理マニュアルや業務継続計画等が有効に機能したかを確認し、必要に応じて業務継続体制が適切に見直されているか、

等について、重点的に検証する。

（「システムリスク管理」については、後掲IV. 5.（5）を参照。）

2. 金融円滑化の一層の推進

金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善に関して積極的なサポートをすることが期待されている。

中小企業金融円滑化法の期限が平成 24 年 3 月末まで 1 年間延長されたことも踏まえ、引き続き、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能を発揮できる態勢が整備されているか、重点的に検証する。

なお、同法の実施状況等に関する金融検査の一巡後は、金融円滑化に関する検証は、通常の金融検査の中で行うこととする。

（1）中小企業向け融資

① 経営相談・経営指導・経営改善支援等

- ・ 顧客訪問等を通じた経営相談など、日常的で地道な取組みを積極的に行うための態勢や、ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を行うための態勢が整備されているか、
- ・ 債務者の実態をきめ細かく把握した上で、金融検査マニュアル別冊の趣旨（赤字や債務超過といった外形的事実のみで判断するのではなく、数字に表れない技術力、経営者の資質等を十分踏まえて評価すべき）を踏まえ、円滑な金融仲介機能を発揮できるための融資態勢が整備されているか、
- ・ 顧客から新規融資（条件変更等を行った後の資金供給等を含む）の申し出や相談があった場合に、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるよう、適切な審査等の対応や謝絶時の顧客説明等を適切に行うための態勢が整備されているか、
- ・ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行が確立されているか、保証債務の履行を求める際には、保証人の生活実態を十分

に踏まえ、各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とする等のきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、
等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

なお、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた優れた取組みや創意工夫が認められる場合には、金融検査において積極的に評価し、金融検査評定等にも明確に反映させるとともに、金融検査結果事例集により広く周知を図ることとする。

② 貸付条件の変更等

中小企業者からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、金融機関がコンサルティング機能等を発揮し、中小企業者の経営改善や事業再生等を着実に図るとともに、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につなげていくこと、また、こうしたことを通じて、金融機関の収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

このため、

- ・ 債務者から条件変更等の申し出があった場合に、中小企業金融円滑化法第6条に規定する必要な措置を講じるための態勢が整備されているか、
- ・ 経営が悪化しつつある中小企業者に対して、適切なコンサルティング機能を発揮しつつ、事業再生の可能性を適切に見極め、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の策定支援等を適切に行うための態勢が整備されているか、
- ・ 特に、貸付条件の変更等の際に経営改善計画が未策定である中小企業者に対して、中小企業者の実態等を踏まえた上で、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が着実に策定されるよう支援しているか、
- ・ 経営改善計画の策定後、その進捗状況等を定期的・継続的に把握するなど、計画達成に向けた支援に積極的に取り組んでいるか、

等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(2) 住宅ローン

- ・ 顧客から新規融資（条件変更等を行った後の資金供給等を含む）の相談・申込みがあった場合に、適切な審査等の対応や謝絶時の顧客説明等を適切に行うための態勢が整備されているか、
- ・ 債務者から条件変更等の相談・申込みがあった場合に、当該債務者の経済状況等を十分に踏まえた適切な対応を行う態勢が整備されているか、
- ・ 住宅ローンについてグループ保証会社等が保証している場合（住宅ローン債権を当該保証会社等が代位弁済により取得した場合を含む）、当該保証会社等においても金融円滑化の観点から適切な対応が図られるよう、指導・協議・要請等を行っているか、

等について、重点的に検証する。

3. 法令等遵守態勢の整備

強固な法令等遵守態勢を維持・構築することは、金融機関が顧客からの信認を確保し、円滑な金融機能を果たしていく上で、根幹をなす基盤である。

このため、本検査事務年度においては、金融機関による法令等遵守態勢の整備に向けた以下の取組みについて、重点的に検証する。

(1) 反社会的勢力への対応

金融機関に対する国民の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性・健全性を確保するためには、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することが重要である。仮に反社会的勢力から不当な要求等があった場合には、金融機関はこれに屈することなく、法令等に即して適切な対応を行う必要がある。

このため、関係機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

また、金融機関が、反社会的勢力によって、テロ資金供与やマネー・ローンダリングなどに利用されることを防止するため、本人確認や疑わしい取引に関する態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証する。

(2) 不適切な新規業務等の未然防止に向けた対応

昨今、シンジケート・ローンや資産流動化のアレンジャー業務、M&Aのアドバイザー業務等、金融機関のホールセール業務に広がりが見られる。

こうした中、金融機関において、新規業務等に関する不適切な取引の発生を未然に防止するため、

- ・ 事前にリーガル・チェック等を行う取引又は業務等について、明確かつ適切に規定されているか、
- ・ 新規業務や複雑なスキームの取引の適法性等について、事前に検討を行う態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模や特性等も踏まえつつ、重点的に検証する。

4. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する重要な取組みである。金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供等により、競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関しては、単に法令を遵守するだけでなく、公共性が高く信頼性のある金融機関として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが求められている。

このため、本検査事務年度においても、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みについて、重点的に検証する。また、必要に応じ、消費

者庁とも協力していく。

(1) 顧客保護等

① 顧客等に関する情報管理の徹底

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理についても、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。

こうした観点から、金融検査に当たっては、役職員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止を含め、顧客等に関する情報管理等に係る内部管理態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

② 適正かつ安全な金融取引の確保

顧客保護には、安全な金融取引等の確保が必要不可欠である。このため、

- ・ いわゆる振り込み詐欺等預金口座の不正利用による被害防止のために必要な態勢が整備されているか、特に、震災復興を悪用した義援金の振り込み詐欺について積極的な対応が講じられているか、
 - ・ 振り込み詐欺救済法に規定する手続等について、社内規則の制定等により適切に処理するための態勢が整備されているか、
 - ・ 振り込み詐欺に限らず、偽造・盗難キャッシュカードによる被害やインターネットバンキングに関する金融犯罪被害のおそれがある者に対しても、必要な情報提供その他の措置を適切に講じる態勢が整備されているか、
 - ・ 上記の金融犯罪の被害を防止するため、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

③ 相談・苦情等への積極的な対応（金融ADR制度への対応を含む）

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップなど、相談・苦情等への適切な対処を積極的に行うための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

また、金融ADR制度について、昨年より各金融機関に対する行為規制が適用されたこと等を踏まえ、

- ・ 顧客から相談等があった際に、必要に応じて金融ADR制度を紹介する態勢が整備されているか、
- ・ 指定紛争解決機関から資料提出等の求めがあった場合に、正当な理由のない限り、これに速やかに応じる態勢が整備されているか、
- ・ 指定紛争解決機関が存在しない場合の各金融機関における代替措置に係る態勢が適切に整備されているか、

等について、重点的に検証する。

④ 顧客に対する適切な説明

金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進む中で、利用者の金融機関や商品・サービスに対する目線・ニーズは益々高まってきている。保険商品・リスク性商品等の販売に当たっては、顧客の真のニーズを踏まえつつ、商品の特性やリスクの所在を的確に説明することが求められる。

このため、金融機関が、法令等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識、経験、理解度等を十分に踏まえ、適切かつ柔軟な顧客対応を行っているか、実質的な面に着目して、重点的に検証する。その際、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけていないかといった点についても、十分留意する。

特に、海外の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託、仕組み債、為替デリバティブ等のリスク性商品を販売している場合には、

- ・ 不招請勧誘規制の遵守態勢や投資信託間の乗り換え勧誘の適切性に係るモニタリング態勢が整備されているか、
- ・ 適合性原則や顧客の投資目的等を踏まえた説明態勢及び販売後のフォローアップ態勢が整備され、機能しているか、

等について、重点的に検証する。

また、銀行等の保険募集において、

- ・ 優越的地位の濫用や預金との誤認等に係る弊害防止措置等を適切に講じる態勢が整備されているか、
- ・ 顧客の同意を得ない非公開金融情報の保険業務への利用等に係る弊害防止措置等が適切に機能しているか、

等について、重点的に検証する。

(2) 利用者利便の向上

金融機関に対する国民の要求目線の高まりを踏まえると、金融機関が顧客の支持・信頼を得て経営基盤を維持していくためには、金融機関において、利用者ニーズの掘り起こしのほか、身体に障がいをもつ方や高齢者が金融サービスを安心して利用できる環境の提供等、利用者ニーズに応える新商品の開発・サービスの向上といった利用者利便の向上に向けて、さらに取り組んでいく必要がある。

このため、本検査事務年度においても、金融機関の利用者利便の向上に向けた取組みについて、優れた事例があれば積極的に評価する。

5. リスク管理態勢の整備

(1) 統合的リスク管理

金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化していることから、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生することや、金融・資本市場のストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置いて、リスク管理態勢の整備を図る必要がある。

このため、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているか、その中で、バンキング勘定の金利リスク等、バーゼルⅡ・第2の柱で考慮すべき主要なリスクについても、適切に管理する態勢が整備されているか、等について、引き続き重点的に検証する。

特に、本検査事務年度においては、先般の世界的な金融危機の教訓や足下の国内外の金融・経済情勢等に鑑み、

- ・ 統合的なリスク計測手法の前提条件・計算手法等に起因する限界・弱点が存在することを認識した上で、多様なリスクを統合的に管理する態勢が整備されているか、
 - ・ 想定されうる中で最も厳しい市場環境の変化等の事象が、実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、個別の金融機関に対して直接・間接にどのような影響を与える可能性があるか等について、具体的に見据えた上で厳格なストレス・テスト（例えば、金利上昇、円高、株安等の複数事象が同時に発生するケース）等を実施し、これを経営判断に活用しているか、
- 等について、重点的に検証する。

また、大手金融グループ・主要行等に対しては、監督局と連携しつつ、昨検査事務年度までに実施した統合的リスク管理態勢に係る金融検査のフォローアップも行う。

（2）信用リスク管理

金融機関における信用リスク管理の重要性に鑑み、

- ・ 金融機関の経営に大きな影響を及ぼすおそれのある大口与信先や、増加傾向にあるシンジケート・ローン、海外向け与信等について、十分な債務者の実態把握に基づく適切な審査・与信管理態勢が整備されているか、
- ・ 特定の企業グループや業種等に対する信用集中リスクについて、適切な管理態勢が整備されているか、
- ・ 債務者の的確な予兆管理に努めるとともに、リスク情報を適時適切に信用格付に反映する態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

また、住宅ローンについては、その商品性や金融機関間の競争の高まり等に鑑み、延滞状況等の管理だけでなく、金利リスクや繰上返済の発生状況のほか、与信時から一定期間経過後にデフォルト発生がピークに達する特性等を勘案しつつ、リスク管理を行う態勢が整備されているか、等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、検証する。

（3）市場リスク管理

昨今の金融・資本市場の動向等に鑑み、

- ・ リスク枠や損失限度枠等の管理を実効的に行う態勢が整備されているか、
- ・ 多様なリスクを内包する金融商品・債券・株式等について、リスクを総合的

に勘案した管理態勢が整備されているか、

- ・ 市場の変動が、保有する資産・負債に与える金利リスク等を的確に把握する態勢が整備されているか、
- 等について、金融機関の規模や特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(4) 流動性リスク管理

先般の世界的な金融危機においては、外国金融機関が資金流動性の面で困難に直面し、我が国金融機関も海外業務等において、外貨流動性の確保が問題となる事例が見受けられた。

このため、本検査事務年度においては、海外に拠点を持つ我が国金融機関や在日拠点を有する外国銀行等について、流動性リスクをグローバルベースで適切に管理する態勢となっているか、等について、金融機関の規模や特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

その際、グループ内の各社にまたがる流動性管理（国境をまたいだ本支店間の流動性管理を含む。）や外貨流動性管理の適切性、必要な流動性資産の保有状況についても着目する。

(5) システムリスク管理

金融機関のシステムは、決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が極めて高く、仮に障害等が発生した場合には、利用者利便を損ねるだけでなく、社会にも大きな影響を与え、金融機関としての信用を失墜する事態も招きかねない。このため、本年7月、監督局から金融機関におけるシステムリスクに関する総点検を要請したところである。

本検査事務年度においては、その点検の結果等を踏まえつつ、

- ・ 安定稼働しているシステムを含め、システムリスク管理に対する経営陣の認識は十分か、
- ・ システム投資に関する経営戦略は明確になっているか、
- ・ システムの更改・統合等に際して、経営レベルでリスクを的確に認識した上で、適切なプロジェクト管理態勢が整備されているか、
- ・ システム障害発生時等のリスク管理態勢について、システム障害発生時の経営陣の果たすべき責任やとるべき対応は明確になっているか、

等について、重点的に検証する。

また、

- ・ 外部環境の変化を踏まえつつ、システムに係る機能や処理能力などの十分性が継続的に確保される態勢が整備されているか、
- ・ コンティンジェンシープランの実効性を確保するための具体的な態勢が整備されているか、

等についても、重点的に検証する。

このほか、

- ・ 金融機関におけるシステムの共同化、外部委託、クラウドサービスの利用が進展する中、金融機関と、金融機関から業務の委託を受けているシステムセンターやシステム開発業者等との間において、役割・責任が明確化されているか、連携・報告態勢が整備されているか、また、コンティンジェンシープランが整備されているか、
- ・ 金融機関において、グローバルビジネスが進展していることを踏まえ、海外業務の拡大に対応したシステムリスク管理態勢が整備されているか、等について、検証する。

(6) 大手金融グループ全体としてのリスク管理

海外の経済状況や金融・資本市場の動きが注目を集める中、大手金融グループについては、収益基盤の拡大を目指し、アジアを中心に海外拠点の増強が見られるほか、グループ内の銀行・証券会社等の連携が進んでおり、グローバルベースでグループ全体として総合的なリスク管理態勢を整備することが課題となっている。

このような情勢に鑑み、

- ・ グループ内の連携強化等を踏まえ、業務やリスクの特性等に応じたグループ横断的なリスク管理態勢が整備されているか、
- ・ 海外業務の拡大等を踏まえ、それに対応した適切なリスク管理態勢が整備されているか、特に、海外拠点の増強に伴い、これらの拠点を統括する地域本部の機能拡大が見られる中、各地域での適切なリスク管理態勢が整備されているか、
- ・ 東京本部からの牽制機能等、グローバルなガバナンスを確保する態勢が整備されているか、
- ・ 海外における人材育成やシステムインフラ整備を進める態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(7) 保険会社におけるリスク管理

改定保険検査マニュアルに基づき、

- ・ 経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが進められているか、
- ・ 経営陣の確固たる主導性やコミットメントの下、負債特性に応じた資産・負債の総合的な管理（ALM）の態勢整備が進められているか、
- ・ 国内外の金融・資本市場の動向等に応じたストレス・テストを実施し、経営判断に活用しているか

等について、保険会社の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(以上)

平成23検査事務年度検査基本計画

		実施予定数	〔参考〕過年度の検査基本計画	
			22事務年度	21事務年度
	銀 行	80	105	100
	信用金庫・信用組合	160	260	170
	労働金庫、信農・漁連	25	5	15
預金等受入金融機関計		265	370	285
保 険 会 社		25	20	20
	貸 金 業 者	80	90	100
	前払式支払手段発行者	140	145	165
	そ の 他	35	20	25
その他の金融機関計		255	255	290

(注1) 上記検査実施予定数は見込みであり、実施件数は変動することがあり得る。

(注2) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。

(注3) 平成23事務年度の「預金等受入金融機関」の実施予定数が、前事務年度と比べて大幅に減少しているのは、主として、

① 前事務年度における「預金等受入金融機関」の実施予定件数の半分近くを占めていた「中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査」が本年9月までに基本的に一巡し、その後は、より人数・日数を必要とする通常検査のみとなること(通常検査は、円滑化検査の約2倍の人数・日数が必要)

② 被災地域に所在する金融機関に配慮し、東北財務局の検査件数を減少させていること

によるものである。

平成23検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	80	78
	信用金庫・信用組合	160	161
	労働金庫、信農・漁連	25	23
預金等受入金融機関計		265	262
保険会社		25	25
	貸金業者	80	76
	前払式支払手段発行者	140	146
	その他	35	31
その他の金融機関計		255	253

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含まれている。

資料19-1-3 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況

(本邦金融機関等)

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友トラスト・ホールディングス	23. 8. 18	23. 9. 5	24. 1. 18	24. 3. 23
住友信託銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 7	24. 2. 1
中央三井信託銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 1	24. 2. 1

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ふくおかフィナンシャルグループ	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
福岡銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
親和銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 11	—
熊本ファミリー銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—
三井住友銀行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—
りそな銀行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
フィデアホールディングス	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	—
荘内銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 21	—
北都銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	—

(保険会社等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
N K S J ホールディングス	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 10	24. 1. 23
損害保険ジャパン	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 10	24. 1. 23
日本興亜損害保険	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 8	24. 1. 23

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東京海上ホールディングス	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 19	24. 6. 26
東京海上日動火災保険	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 12	24. 6. 26
日新火災海上保険	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 4. 16	—
東京海上日動あんしん生命保険	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 6	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
アクサジャパンホールディング	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—
アクサ生命保険	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—
アクサ損害保険	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—

(外国金融機関等)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ユービーエス・エイ・ジー 在日支店	23. 8. 22	23. 8. 29	23. 10. 7	23. 11. 22
UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	23. 8. 22	23. 8. 29	23. 10. 7	23. 11. 22

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ 東京支店	23. 10. 19	23. 11. 8	23. 12. 16	24. 3. 9
メリルリンチ日本証券	23. 10. 19	23. 11. 8	23. 12. 16	24. 3. 9

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	24. 1. 16	24. 1. 30	24. 3. 8	24. 5. 8
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ 東京支店	24. 1. 16	24. 1. 30	24. 3. 8	24. 5. 8

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店	24. 1. 18	24. 2. 2	—	—
ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ ノース・パシフィック・リミテッド 東京支店	24. 1. 18	24. 2. 2	—	—
ソシエテ・ジェネラル信託銀行	—	24. 3. 13	—	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店	24. 3. 21	24. 4. 11	24. 5. 31	—
B N P パリバ証券	24. 3. 21	24. 4. 11	24. 5. 31	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照）

資料19-1-4 通年・専担検査の実施状況

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	総 合	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 24
	部 分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	—	—	—	—	—
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	23. 11. 2	23. 11. 22	24. 2. 17	24. 5. 16
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	—	—	—	—	—
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 2. 24	24. 3. 9	24. 6. 13	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	—	—	—	—	—
三菱東京UFJ銀行(注2) (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 1. 27	24. 2. 16	24. 4. 19	—
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	—	—	—	—	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—

金融機関等名	検査区分／方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	23. 8. 18	23. 9. 5	24. 1. 18	24. 3. 23
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 7	24. 2. 1
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
中央三井信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 1	24. 2. 1
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 19	24. 2. 22

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2) 三菱東京UFJ銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注3) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友トラスト・ホールディングス	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
住友信託銀行	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
中央三井信託銀行	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 19	24. 2. 22

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
十六銀行	24. 4. 23	24. 5. 17	24. 6. 21	—
岐阜銀行	24. 4. 23	24. 5. 18	24. 6. 21	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友 フィナンシャルグループ	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	総合	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—
三井住友トラスト・ ホールディングス	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部分	23. 8. 18	23. 9. 5	24. 1. 18	24. 3. 23
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
みずほ フィナンシャルグループ	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
りそなホールディングス	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—
ふくおかフィナンシャルグループ	総合	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
フィデアホールディングス	総合	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	—

【財務局検査】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
足利ホールディングス	部分	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 27

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
住友信託銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
中央三井信託銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
みずほ銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
みずほコーポレート銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
みずほ信託銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
りそな銀行	通年・専担	23. 8. 18	必要に応じて随時立入（注1）		—
シティバンク銀行	(注2)	23. 12. 16	必要に応じて随時立入		—
野村信託銀行部	分	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 18	24. 1. 18
住信SBIネット銀行部	分	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 21	24. 1. 20
セブン銀行部	分	23. 10. 27	23. 11. 14	23. 12. 16	24. 3. 13
新生銀行部	分	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 3. 27	24. 5. 31
あおぞら銀行部	分	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 19	24. 4. 18
日本トラスティ・サービス信託銀行部	分	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 1. 17	24. 4. 3
じぶん銀行部	分	23. 11. 10	23. 11. 28	24. 1. 18	24. 4. 17
中央三井アセット信託銀行(注3)部	分	23. 11. 15	23. 11. 30	24. 1. 18	24. 3. 23
新生信託銀行部	分	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 13
ジャパンネット銀行部	分	24. 1. 26	24. 2. 9	24. 3. 15	24. 6. 15
ゆうちょ銀行部	分	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 6	—
あおぞら信託銀行部	分	24. 4. 4	24. 4. 20	24. 6. 14	—
資産管理サービス信託銀行部	分	24. 5. 28	24. 6. 11	—	—

(注1) 以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専断検査の枠組みの中で主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

(注2) 当行の態勢を継続的にフォローアップする観点から、基本的に同一の主任検査官が、随時、当行に対する立入検査を実施できるような検査体制をとることとしている。

(注3) 一部については、平成24年2月22日に検査結果通知済み。

【参考：主な検査実施状況】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友銀行	部分	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 24
	部分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—
住友信託銀行	部分	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 7	24. 2. 1
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 20	24. 2. 22
中央三井信託銀行	部分	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 1	24. 2. 1
	システム統合リスク	23. 11. 8	23. 11. 22	24. 1. 19	24. 2. 22
みずほ銀行	部分	23. 11. 2	23. 11. 22	24. 2. 17	24. 5. 16
みずほ信託銀行	部分	24. 2. 24	24. 3. 9	24. 6. 13	—
三菱東京UFJ銀行	部分	24. 1. 27	24. 2. 16	24. 4. 19	—
りそな銀行	部分	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
八 十 二 銀 行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 19	24. 1. 18
千 葉 銀 行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 7	23. 12. 22
福 井 銀 行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 13	24. 4. 12
滋 賀 銀 行	23. 10. 31	23. 11. 18	24. 1. 19	24. 4. 13
ス ル ガ 銀 行	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 12
千 葉 興 業 銀 行	24. 1. 25	24. 2. 8	24. 3. 23	24. 6. 21
福 岡 銀 行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
親 和 銀 行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 11	—
四 国 銀 行	24. 4. 4	24. 4. 20	24. 6. 14	—
荘 内 銀 行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 21	—
北 都 銀 行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	—
常 陽 銀 行	24. 4. 23	24. 5. 16	24. 6. 22	—
十 六 銀 行	24. 4. 23	24. 5. 17	24. 6. 21	—

【金融庁検査：第二地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東和銀行(注1)	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 21	24. 1. 18
神奈川銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 18	24. 1. 17
八千代銀行	23. 8. 18	23. 9. 1	23. 10. 20	24. 1. 20
静岡中央銀行	23. 10. 31	23. 11. 17	24. 1. 18	24. 4. 18
南日本銀行	24. 1. 26	24. 2. 17	24. 4. 19	—
熊本ファミリー銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
東京スター銀行	24. 3. 2	24. 4. 9	24. 4. 17	—
トマト銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 18	—
岐阜銀行	24. 4. 23	24. 5. 18	24. 6. 21	—

(注1) 一部については、平成23年11月15日に検査結果通知済み。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
足利銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 27
宮崎銀行	23. 10. 25	23. 11. 9	23. 12. 19	24. 3. 21
第四銀行	23. 11. 11	23. 11. 29	24. 1. 31	24. 4. 27
清水銀行	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 3. 1	24. 5. 30
南都銀行	24. 1. 30	24. 2. 14	24. 3. 29	24. 6. 29
百五銀行	24. 4. 6	24. 4. 23	24. 6. 8	—
佐賀銀行	24. 4. 12	24. 5. 9	24. 6. 15	—
北越銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 14	—
百十四銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	—

【財務局検査：第二地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
島根銀行	23. 8. 16	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10
宮崎太陽銀行	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 14	24. 1. 13
福邦銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 21	24. 2. 10
関西アーバン銀行	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 31	24. 2. 7
富山第一銀行	24. 1. 31	24. 2. 16	24. 3. 28	24. 6. 19
京葉銀行	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 4. 12	24. 6. 29
沖縄海邦銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
信金中央金庫	23. 8. 25	23. 9. 7	23. 10. 18	23. 12. 26

【財務局検査】

(平成24年6月30日現在)

信用金庫名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
観音寺信用金庫	23. 7. 22	23. 8. 16	23. 8. 26	23. 10. 27
玉島信用金庫	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 9. 26	23. 12. 20
宇和島信用金庫	23. 8. 4	23. 8. 24	23. 9. 30	23. 12. 14
田川信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 3	23. 12. 15
たちばな信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 5	23. 12. 1
蒲郡信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 3. 2
富士信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 2. 23
熊本第一信用金庫	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 11	23. 12. 22
天草信用金庫	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 9. 29	23. 12. 20
湘南信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 4	24. 2. 2
北陸信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 17	24. 1. 30
長岡信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 14	24. 1. 12
アルプス中央信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 28	24. 1. 27
函館信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 25
日高信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10
北海信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 11. 22	24. 2. 28
広島みどり信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 8	24. 3. 2
萩山口信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 9	24. 3. 30
東山口信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
防府信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
川崎信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 2	23. 12. 16	24. 3. 14
足利小山信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 7	23. 12. 16	24. 3. 16
飯塚信用金庫	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 8	24. 3. 5
愛知信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 24
沼津信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 12	24. 4. 3
高山信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 10
西尾信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	23. 12. 14	24. 3. 27
富山信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	24. 1. 17	24. 4. 11
稚内信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 16	24. 3. 22
帯広信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 4. 24
網走信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 27
阿南信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 15	23. 12. 14	24. 3. 13
幡多信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 14
のと共栄信用金庫	23. 11. 1	23. 11. 14	24. 6. 18	24. 6. 28
淡路信用金庫	23. 11. 2	23. 11. 17	23. 12. 20	24. 3. 16
十三信用金庫	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 21	24. 3. 16

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大田原信用金庫	23.	11.	8	23. 11. 24	24. 1. 17	24. 4. 16
三条信用金庫	23.	11.	8	23. 11. 24	24. 1. 19	24. 4. 18
諏訪信用金庫	23.	11.	14	23. 11. 30	24. 1. 25	24. 4. 24
新発田信用金庫	23.	11.	15	23. 12. 1	24. 1. 27	24. 4. 26
上田信用金庫	23.	12.	1	23. 12. 15	24. 2. 7	24. 4. 25
島根中央信用金庫	24.	1.	10	24. 1. 30	24. 3. 1	24. 5. 30
吉備信用金庫	24.	1.	10	24. 1. 30	24. 2. 29	24. 5. 24
福岡ひびき信用金庫	24.	1.	11	24. 1. 25	24. 3. 6	24. 4. 27
延岡信用金庫	24.	1.	13	24. 1. 30	24. 2. 21	24. 5. 17
高鍋信用金庫	24.	1.	13	24. 1. 30	24. 3. 1	24. 4. 27
奄美大島信用金庫	24.	1.	13	24. 1. 30	24. 2. 24	24. 5. 1
渡島信用金庫	24.	1.	16	24. 1. 30	—	—
京都信用金庫	24.	1.	16	24. 2. 3	24. 3. 21	24. 6. 27
佐原信用金庫	24.	1.	18	24. 2. 2	24. 3. 16	24. 6. 15
西兵庫信用金庫	24.	1.	18	24. 2. 6	24. 3. 8	24. 5. 30
苫小牧信用金庫	24.	1.	27	24. 2. 13	24. 3. 16	24. 5. 22
城北信用金庫	24.	1.	30	24. 2. 13	24. 3. 27	24. 6. 26
東栄信用金庫	24.	1.	30	24. 2. 13	24. 3. 21	24. 6. 19
高岡信用金庫	24.	1.	31	24. 2. 16	24. 3. 22	24. 6. 22
筑後信用金庫	24.	1.	31	24. 2. 14	24. 3. 16	24. 5. 22
伊万里信用金庫	24.	1.	31	24. 2. 14	24. 3. 26	24. 6. 18
瀬戸信用金庫	24.	2.	1	24. 2. 15	24. 3. 23	24. 6. 21
愛媛信用金庫	24.	2.	2	24. 2. 16	24. 3. 15	24. 5. 31
北上信用金庫	24.	2.	7	24. 2. 27	24. 3. 14	24. 5. 23
東京三協信用金庫	24.	2.	7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 28
館林信用金庫	24.	2.	7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 18
世田谷信用金庫	24.	2.	20	24. 3. 5	24. 4. 18	24. 6. 28
岐阜信用金庫	24.	2.	28	24. 3. 21	24. 3. 29	—
水戸信用金庫	24.	4.	4	24. 4. 18	24. 6. 15	—
足立成和信用金庫	24.	4.	5	24. 4. 19	24. 6. 7	—
アイオ一信用金庫	24.	4.	5	24. 4. 19	24. 6. 6	—
呉信用金庫	24.	4.	5	24. 4. 20	24. 6. 6	—
日本海信用金庫	24.	4.	5	24. 4. 23	24. 6. 1	—
三重信用金庫	24.	4.	6	24. 4. 23	24. 5. 28	24. 6. 29
焼津信用金庫	24.	4.	6	24. 4. 23	24. 6. 1	—
三島信用金庫	24.	4.	6	24. 4. 23	24. 6. 6	—
大垣信用金庫	24.	4.	6	24. 4. 23	24. 6. 4	—
会津信用金庫	24.	4.	9	24. 5. 8	24. 6. 12	—
遠賀信用金庫	24.	4.	9	24. 4. 23	24. 6. 5	—
湖東信用金庫	24.	4.	13	24. 5. 9	24. 6. 14	—
埼玉縣信用金庫	24.	4.	16	24. 5. 8	24. 6. 18	—

【財務局検査】

(平成24年6月30日現在)

信用金庫名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
加 茂 信 用 金 庫	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 12	—
大 阪 商 工 信 用 金 庫	24. 4. 16	24. 5. 11	24. 6. 15	—
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	24. 4. 16	24. 5. 10	24. 6. 8	—
小 浜 信 用 金 庫	24. 4. 17	24. 5. 14	24. 6. 15	—
熊 本 信 用 金 庫	24. 4. 17	24. 5. 8	24. 6. 8	—
日 田 信 用 金 庫	24. 4. 17	24. 5. 8	24. 5. 30	—
南 郷 信 用 金 庫	24. 4. 17	24. 5. 8	24. 6. 1	—
室 蘭 信 用 金 庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	—
空 知 信 用 金 庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	—
長 浜 信 用 金 庫	24. 4. 18	24. 5. 14	24. 6. 14	—
新 潟 信 用 金 庫	24. 4. 23	24. 5. 14	24. 6. 15	—
鶴 来 信 用 金 庫	24. 4. 24	24. 5. 21	24. 6. 22	—

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
全国信用協同組合連合会	24. 2. 28	24. 3. 8	24. 4. 5	24. 6. 29

【財務局検査】

(平成24年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
福江信用組合	23. 7. 4	23. 7. 19	23. 7. 29	23. 9. 8
広島市信用組合	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 10. 4	24. 1. 17
佐賀東信用組合	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 9. 30	23. 12. 21
信用組合愛知商銀	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 12	24. 2. 24
愛知県中央信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 5	23. 12. 27
イ才信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 17	24. 3. 14
中央商銀信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 28	24. 1. 25
山梨県民信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 12. 22	24. 3. 29
福泉信用組合	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 9. 16	23. 12. 16
東群馬信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 11. 18	24. 2. 15
群馬県信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 19	24. 1. 18
青和信用組合	23. 8. 22	23. 9. 6	23. 10. 20	24. 1. 19
甲子信用組合	23. 8. 22	23. 9. 1	23. 9. 28	23. 12. 2
朝日新聞信用組合	23. 8. 22	23. 9. 1	23. 9. 28	23. 11. 28
大阪協栄信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 19	24. 1. 19
大同信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 18	24. 1. 16
淡陽信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 10. 26	24. 1. 26
滋賀県信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 11. 2	24. 2. 2
秋田県信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 28	24. 1. 25
宿毛商銀信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 7	23. 11. 25
呉市職員信用組合	23. 10. 18	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 2. 13
福岡県南部信用組合	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 14	24. 2. 14
宮崎県南部信用組合	23. 10. 28	23. 11. 15	23. 12. 9	24. 3. 1
警視庁職員信用組合	23. 10. 31	23. 11. 17	23. 12. 8	24. 3. 7
金沢中央信用組合	23. 11. 1	23. 11. 17	23. 12. 13	24. 4. 4
青森県信用組合	23. 11. 2	23. 11. 21	24. 1. 16	24. 5. 14
毎日信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 7	24. 3. 5
大阪府医師信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 14	24. 3. 14
東京都職員信用組合	23. 11. 9	23. 11. 28	23. 12. 16	24. 3. 9
福岡県庁信用組合	23. 11. 9	23. 11. 24	23. 12. 12	24. 2. 1
東京消防信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 21	24. 3. 21
大阪府警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
兵庫県警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
神戸市職員信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
丸八信用組合	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 2. 7	24. 4. 27
三重県職員信用組合	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 2. 7	24. 4. 27

【財務局検査】

(平成24年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日			立入検査開始日			立入検査終了日			検査結果通知日		
岐阜商工信用組合	24.	1.	10	24.	1.	24	24.	2.	28	24.	5.	28
山口県信用組合	24.	1.	10	24.	1.	30	24.	3.	2	24.	5.	22
島根益田信用組合	24.	1.	10	24.	1.	30	24.	2.	28	24.	5.	25
十勝信用組合	24.	1.	16	24.	1.	30	24.	3.	9		—	
滋賀県民信用組合	24.	1.	16	24.	2.	3	24.	3.	2	24.	5.	25
神奈川県医師信用組合	24.	1.	17	24.	2.	2	24.	3.	2	24.	5.	31
君津信用組合	24.	1.	18	24.	2.	2	24.	3.	14	24.	6.	6
成協信用組合	24.	1.	18	24.	2.	6	24.	4.	6	24.	6.	28
兵庫ひまわり信用組合	24.	1.	18	24.	2.	6	24.	3.	12	24.	6.	12
京滋信用組合	24.	1.	23	24.	2.	8	24.	4.	26		—	
埼玉信用組合	24.	1.	30	24.	2.	14	24.	3.	22	24.	6.	19
銚子商工信用組合	24.	2.	2	24.	2.	16	24.	3.	26	24.	6.	22
五城信用組合	24.	2.	7	24.	2.	27	24.	3.	9	24.	5.	15
愛知県警察信用組合	24.	2.	10	24.	2.	24	24.	3.	9	24.	5.	21
房総信用組合	24.	2.	20	24.	3.	5	24.	4.	18		—	
富山県医師信用組合	24.	3.	6	24.	3.	19	24.	3.	28	24.	6.	20
笠岡信用組合	24.	4.	5	24.	4.	23	24.	6.	7		—	
備後信用組合	24.	4.	5	24.	4.	23	24.	5.	31		—	
杜陵信用組合	24.	4.	9	24.	5.	8	24.	5.	18		—	
福島県商工信用組合	24.	4.	9	24.	5.	8	24.	6.	13		—	
三條信用組合	24.	4.	9	24.	5.	8	24.	6.	15		—	
茨城県信用組合	24.	4.	13	24.	5.	8	24.	6.	15		—	
のぞみ信用組合	24.	4.	13	24.	5.	9	24.	6.	15		—	
ハナ信用組合	24.	4.	16	24.	5.	8	24.	6.	12		—	
富山県信用組合	24.	4.	17	24.	5.	14	24.	6.	14		—	
ミレ信用組合	24.	4.	17	24.	5.	10	24.	6.	15		—	
香川県信用組合	24.	4.	17	24.	5.	8	24.	6.	12		—	
北央信用組合	24.	4.	18	24.	5.	8	24.	6.	8		—	
兵庫県医療信用組合	24.	4.	23	24.	5.	17	24.	6.	15		—	
佐賀西信用組合	24.	4.	23	24.	5.	16	24.	6.	15		—	
小田原第一信用組合	24.	5.	7	24.	5.	21	24.	6.	15		—	
全東栄信用組合	24.	5.	7	24.	5.	21	24.	6.	18		—	
埼玉県医師信用組合	24.	5.	8	24.	5.	22	24.	6.	8		—	
群馬県医師信用組合	24.	5.	9	24.	5.	23	24.	6.	8		—	

【主要行等】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほ銀行	22. 5. 10	22. 5. 28	22. 7. 8	22. 9. 22
全国信用協同組合連合会	22. 5. 10	22. 5. 25	22. 7. 6	22. 10. 14
三井住友銀行	22. 8. 18	22. 9. 9	22. 12. 2	23. 3. 17
三菱東京UFJ銀行	22. 8. 18	22. 9. 9	22. 11. 12	23. 2. 18
イオン銀行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 29	23. 1. 26
SBJ銀行	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 10. 28	23. 1. 11
りそな銀行	22. 11. 8	22. 11. 30	23. 2. 18	23. 6. 1
みずほ信託銀行	22. 11. 19	22. 12. 7	23. 2. 8	23. 4. 26
新銀行東京	22. 11. 26	22. 12. 13	23. 3. 7	23. 7. 1
オリックス信託銀行	22. 12. 9	23. 1. 11	23. 2. 25	23. 6. 3
ソニー銀行	23. 2. 4	23. 2. 22	23. 4. 15	23. 7. 12
三菱UFJ信託銀行	23. 2. 8	23. 2. 25	23. 6. 10	23. 9. 26
日証金信託銀行	23. 2. 9	23. 2. 25	23. 4. 15	23. 6. 23
シティバンク銀行	23. 2. 15	23. 3. 1	23. 7. 12	23. 9. 2
みずほコーポレート銀行	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 7. 12	23. 11. 21
野村信託銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 18	24. 1. 18
住友信託銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 7	24. 2. 1
中央三井信託銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 1	24. 2. 1
住信SBIネット銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 21	24. 1. 20
農林中央金庫	23. 8. 25	23. 9. 7	23. 10. 28	24. 1. 27
信金中央金庫	23. 8. 25	23. 9. 7	23. 10. 18	23. 12. 26
新生銀行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 3. 27	24. 5. 31
労働金庫連合会	23. 10. 28	23. 11. 17	23. 12. 21	24. 3. 16
あおぞら銀行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 19	24. 4. 18
みずほ銀行	23. 11. 2	23. 11. 22	24. 2. 17	24. 5. 16
新生信託銀行	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 13
三菱東京UFJ銀行	24. 1. 27	24. 2. 16	24. 4. 19	—
みずほ信託銀行	24. 2. 24	24. 3. 9	24. 6. 13	—
三井住友銀行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	—
りそな銀行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	—

【地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
百五銀行	22. 2. 4	22. 2. 23	22. 4. 8	22. 6. 29
百十四銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 8	22. 7. 9
北越銀行	22. 2. 8	22. 2. 26	22. 4. 13	22. 6. 30
紀陽銀行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 4. 9	22. 7. 1
西日本シティ銀行	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 4. 19	22. 7. 16
北國銀行	22. 2. 16	22. 3. 4	22. 4. 16	22. 6. 29
滋賀銀行	22. 2. 22	22. 3. 5	22. 4. 9	22. 7. 5
山口銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 15	22. 6. 24
第四銀行	22. 3. 1	22. 3. 11	22. 4. 16	22. 6. 30
岩手銀行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 15	22. 9. 9
四国銀行	22. 4. 21	22. 5. 13	22. 6. 11	22. 9. 8
千葉興業銀行	22. 5. 11	22. 5. 26	22. 6. 24	22. 9. 22
清水銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 28	22. 9. 27
福井銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	22. 9. 24
宮崎銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	22. 9. 21
福岡銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 22	22. 9. 29
親和銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 21	22. 9. 28
秋田銀行	22. 8. 16	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 22
佐賀銀行	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 7
青森銀行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 18	23. 1. 13
南都銀行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 7	22. 12. 24
群馬銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 13	22. 12. 14
肥後銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 14	22. 12. 21
静岡銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 15	23. 2. 7
スルガ銀行	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 10. 22	23. 1. 20
東京都民銀行	22. 9. 27	22. 10. 13	22. 11. 17	23. 3. 3
十八銀行	22. 10. 12	22. 10. 25	22. 11. 30	23. 2. 7
広島銀行	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 8	23. 2. 28
沖縄銀行	22. 10. 21	22. 11. 10	22. 12. 14	23. 3. 14
大垣共立銀行	22. 11. 4	22. 11. 25	23. 1. 21	23. 6. 9
阿波銀行	22. 11. 4	22. 11. 17	22. 12. 21	23. 3. 18
みちのく銀行	22. 11. 8	22. 11. 25	23. 1. 26	23. 4. 18
山形銀行	22. 11. 9	22. 11. 26	23. 1. 27	23. 5. 25
近畿大阪銀行	22. 11. 15	22. 12. 8	23. 2. 18	23. 5. 24
但馬銀行	22. 11. 15	22. 12. 2	23. 1. 25	23. 4. 22
横浜銀行	22. 11. 26	22. 12. 14	23. 1. 21	23. 5. 18
山陰合同銀行	22. 11. 26	22. 12. 15	23. 1. 27	23. 5. 23
武蔵野銀行	22. 11. 26	22. 12. 13	23. 1. 28	23. 5. 25

【地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大分銀行	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 2. 23	23. 4. 27
東北銀行	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 2	23. 6. 22
琉球銀行	23. 2. 1	23. 2. 17	23. 3. 23	23. 6. 30
伊予銀行	23. 2. 3	23. 2. 17	23. 3. 25	23. 7. 4
十六銀行	23. 4. 6	23. 4. 21	23. 8. 10	23. 11. 9
三重銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 5. 27	23. 8. 29
池田泉州銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 6. 14	23. 10. 4
鳥取銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 6. 10	23. 9. 26
北陸銀行	23. 4. 14	23. 5. 17	23. 6. 22	23. 11. 15
北海道銀行	23. 4. 14	23. 5. 17	23. 6. 22	23. 11. 17
富山銀行	23. 4. 15	23. 5. 10	23. 6. 28	23. 10. 17
京都銀行	23. 4. 18	23. 5. 13	23. 6. 16	23. 9. 27
筑邦銀行	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 20	23. 9. 22
中国銀行	23. 5. 10	23. 5. 25	23. 7. 5	23. 11. 10
埼玉りそな銀行	23. 5. 10	23. 5. 25	23. 6. 20	23. 10. 17
山梨中央銀行	23. 5. 10	23. 5. 26	23. 6. 20	23. 10. 4
鹿児島銀行	23. 5. 17	23. 6. 3	23. 6. 27	23. 9. 26
八十二銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 19	24. 1. 18
千葉銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 7	23. 12. 22
足利銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 27
福井銀行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 13	24. 4. 12
滋賀銀行	23. 10. 31	23. 11. 18	24. 1. 19	24. 4. 13
宮崎銀行	23. 10. 25	23. 11. 9	23. 12. 19	24. 3. 21
第四銀行	23. 11. 11	23. 11. 29	24. 1. 31	24. 4. 27
清水銀行	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 3. 1	24. 5. 30
スルガ銀行	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 12
千葉興業銀行	24. 1. 25	24. 2. 8	24. 3. 23	24. 6. 21
南都銀行	24. 1. 30	24. 2. 14	24. 3. 29	24. 6. 29
福岡銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
親和銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 11	—
四国銀行	24. 4. 4	24. 4. 20	24. 6. 14	—
佐賀銀行	24. 4. 12	24. 5. 9	24. 6. 15	—
北越銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 14	—
百十四銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	—
荘内銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 21	—
北都銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	—
常陽銀行	24. 4. 23	24. 5. 16	24. 6. 22	—

【第二地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄海邦銀行	22.	2.	5	22. 2. 24	22. 4. 9	22. 7. 9
仙台銀行	22.	2.	8	22. 2. 25	22. 4. 8	22. 7. 16
京葉銀行	22.	2.	8	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 24
熊本ファミリー銀行	22.	3.	1	22. 3. 12	22. 4. 16	22. 6. 28
大光銀行	22.	4.	9	22. 4. 26	22. 6. 18	22. 9. 17
トマト銀行	22.	4.	13	22. 5. 12	22. 6. 9	22. 8. 26
きらやか銀行	22.	4.	20	22. 5. 20	22. 6. 24	22. 9. 21
みなと銀行	22.	4.	20	22. 5. 17	22. 6. 16	22. 9. 10
西京銀行	22.	4.	21	22. 5. 21	22. 7. 9	22. 10. 21
静岡中央銀行	22.	5.	11	22. 5. 28	22. 6. 25	22. 9. 28
愛媛銀行	22.	8.	9	22. 8. 25	22. 9. 29	22. 12. 2
大東銀行	22.	8.	18	22. 9. 2	22. 10. 20	23. 1. 20
長野銀行	22.	8.	18	22. 9. 2	22. 10. 19	23. 1. 11
東京スタ一銀行	22.	8.	19	22. 9. 8	22. 11. 17	23. 3. 8
東日本銀行	22.	8.	19	22. 9. 8	22. 10. 25	23. 1. 24
富山第一銀行	22.	8.	19	22. 9. 3	22. 10. 13	22. 12. 22
豊和銀行	22.	10.	1	22. 10. 27	22. 12. 14	23. 3. 23
福島銀行	22.	10.	18	22. 11. 8	22. 12. 17	23. 4. 11
栃木銀行	22.	10.	26	23. 11. 11	22. 12. 10	23. 3. 11
高知銀行	22.	11.	2	22. 11. 25	23. 1. 21	23. 4. 20
第三銀行	22.	11.	8	22. 11. 25	23. 1. 26	23. 5. 24
もみじ銀行	23.	1.	12	23. 1. 28	23. 2. 23	23. 5. 20
福岡中央銀行	23.	2.	1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 6. 22
大正銀行	23.	2.	3	23. 2. 22	23. 3. 30	23. 6. 30
佐賀共栄銀行	23.	2.	8	23. 2. 25	23. 4. 19	23. 7. 15
長崎銀行	23.	2.	10	23. 3. 1	23. 4. 8	23. 7. 7
中京銀行	23.	2.	28	23. 3. 18	23. 4. 28	23. 7. 25
岐阜銀行	23.	4.	6	23. 4. 21	23. 6. 10	23. 11. 15
名古屋銀行	23.	4.	6	23. 4. 22	23. 5. 31	23. 8. 31
北洋銀行	23.	4.	11	23. 4. 25	23. 6. 17	23. 10. 7
愛知銀行	23.	4.	18	23. 5. 10	23. 6. 15	23. 10. 7
南日本銀行	23.	4.	19	23. 5. 11	23. 6. 10	23. 9. 9
香川銀行	23.	4.	20	23. 5. 18	23. 6. 23	23. 11. 10
徳島銀行	23.	4.	20	23. 5. 18	23. 6. 23	23. 11. 10
島根銀行	23.	8.	16	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10

【第二地方銀行】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東和銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 21	24. 1. 18
宮崎太陽銀行	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 14	24. 1. 13
福邦銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 21	24. 2. 10
神奈川銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 18	24. 1. 17
八千代銀行	23. 8. 18	23. 9. 1	23. 10. 20	24. 1. 20
関西アーバン銀行	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 31	24. 2. 7
静岡中央銀行	23. 10. 31	23. 11. 17	24. 1. 18	24. 4. 18
富山第一銀行	24. 1. 31	24. 2. 16	24. 3. 28	24. 6. 19
熊本ファミリー銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	—
京葉銀行	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 4. 12	—
沖縄海邦銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	—
トマト銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 18	—

【外国金融機関】

(平成24年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ニューヨークメロン信託銀行	22. 4. 12	22. 5. 11	22. 6. 17	22. 9. 24

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鶴岡信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 16
新庄信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 10
吉備信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 2
備前信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 25
東山口信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 21
沼津信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 8
瀬戸信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 14
蒲郡信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 7
西尾信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 8
東濃信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 11
三島信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 4. 28	22. 8. 6
大地みらい信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 22
稚内信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 17	22. 3. 11	22. 6. 3
熊本信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 30	22. 6. 21
阿南信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 16
十三信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 18	22. 6. 15
淡路信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 19	22. 6. 16
城北信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 19	22. 3. 24	22. 6. 17
利根郡信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 4. 7	22. 6. 30
幡多信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 15
横浜信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 16	22. 6. 16
足利小山信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 12	22. 6. 9
川崎信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 19	22. 3. 16	22. 6. 16
大田原信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 23	22. 6. 21
諏訪信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 18
一関信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 29
長野信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 25	22. 3. 24	22. 6. 24
新潟信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
三条信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
富山信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 10
のと共栄信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 16
飯塚信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 10
大川信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 30	22. 5. 13
あぶくま信用金庫	22. 2. 16	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 15
奄美大島信用金庫	22. 2. 19	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 6. 3
上田信用金庫	22. 2. 23	22. 3. 8	22. 4. 9	22. 6. 24
世田谷信用金庫	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 8	22. 6. 25
焼津信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 29

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大垣信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 30
掛川信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 5. 14	22. 8. 9
磐田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 25
豊田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 29
埼玉縣信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 14	22. 5. 13	22. 8. 6
鶴來信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 13	22. 4. 22	22. 7. 21
天草信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 7. 23
花巻信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 12	22. 7. 5
仙南信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 14	22. 5. 31
二本松信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 5. 14	22. 8. 9
新発田信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 12	22. 8. 5
東京三協信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 20	22. 5. 12	22. 7. 1
苫小牧信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 20	22. 6. 28
北海信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
網走信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
興産信用金庫	22. 4. 9	22. 4. 21	22. 5. 26	22. 8. 4
日生信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	22. 9. 8
防府信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	22. 9. 8
東奥信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 15	22. 8. 31
コザ信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 17	22. 6. 16	22. 9. 14
江差信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 13	22. 6. 10	22. 8. 30
島根中央信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 19	22. 6. 9	22. 8. 27
高鍋信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	22. 9. 3
宮崎信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	22. 9. 8
京都信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 7	22. 9. 3
さわやか信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 17	22. 9. 17
アイオ一信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 11	22. 6. 4	22. 9. 3
大阪厚生信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	22. 9. 7
西兵庫信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	22. 9. 8
佐原信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 15	22. 9. 8
筑後信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 22	22. 8. 19
高岡信用金庫	22. 5. 13	22. 5. 24	22. 6. 11	22. 9. 13
延岡信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 8. 30
伊万里信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 6. 30
知多信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 15	22. 9. 7
高山信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 18	22. 9. 17
秋田信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	22. 9. 27
石巻信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	22. 9. 8
上越信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 17	22. 9. 6

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
加茂信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 7. 23	22. 10. 12
東榮信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 6. 16	22. 8. 31
日高信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 28
渡島信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 23
愛知信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 7
中日信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 7
館林信用金庫	22. 5. 28	22. 6. 9	22. 6. 22	22. 8. 12
足立成和信用金庫	22. 6. 29	22. 7. 9	22. 7. 23	22. 10. 6
目黒信用金庫	22. 6. 29	22. 7. 9	22. 7. 23	22. 10. 6
水沢信用金庫	22. 7. 1	22. 7. 15	22. 7. 29	22. 9. 9
大阪商工信用金庫	22. 7. 13	22. 7. 28	22. 8. 27	22. 11. 25
京都北都信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 21	22. 12. 20
大阪市信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 17	22. 12. 15
中兵庫信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 3	22. 11. 18
湖東信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 11. 11
山形信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 23	22. 9. 29	22. 12. 21
盛岡信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 23	22. 9. 29	22. 12. 17
亀有信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 11. 26
栃木信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 10	22. 11. 22
鹿児島信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 16	22. 9. 22	22. 12. 20
城南信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 9	22. 11. 26
東京シティ信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 25	22. 10. 13	23. 1. 12
千葉信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 17	22. 11. 25
東京信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 10	22. 11. 25
米子信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 10. 1	22. 12. 21
呉信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 24	22. 12. 8
米沢信用金庫	22. 8. 6	22. 8. 26	22. 9. 8	22. 10. 21
白河信用金庫	22. 8. 6	22. 8. 26	22. 9. 8	22. 11. 25
愛媛信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 25	22. 9. 16	22. 11. 16
大分みらい信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 14	22. 11. 15
大分信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 11
南郷信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 2
上市信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 8	22. 11. 29
武生信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 9	22. 11. 24
小浜信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 9	22. 11. 24
福岡ひびき信用金庫	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 21
北見信用金庫	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 8	23. 1. 7
北空知信用金庫	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 9. 9	22. 10. 19
豊川信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 9. 30	22. 12. 7

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
碧海信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 5	22. 12. 22
東春信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 8	22. 12. 22
静岡信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 6	22. 12. 17
浜松信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 6	23. 1. 5
新井信用金庫	22. 9. 15	22. 9. 29	22. 10. 15	22. 12. 22
旭川信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 12. 14
空知信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 11. 29
羽後信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 6	22. 11. 5	23. 1. 28
長浜信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 5	22. 10. 21	23. 1. 12
昭和信用金庫	22. 9. 17	22. 10. 1	22. 10. 15	22. 12. 13
飯田信用金庫	22. 9. 22	22. 10. 5	22. 10. 29	23. 1. 7
にかわ信用金庫	22. 9. 22	22. 10. 4	22. 10. 26	23. 1. 14
平塚信用金庫	22. 9. 24	22. 10. 6	22. 10. 29	23. 1. 27
柏崎信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 7	22. 10. 26	23. 1. 18
西京信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 12	22. 11. 11	23. 2. 10
金沢信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 12	22. 12. 3	23. 3. 8
都城信用金庫	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 11. 17	23. 1. 31
山梨信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 11. 30	23. 2. 28
姫路信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 25	23. 2. 24
兵庫信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 19	23. 2. 17
摂津水都信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 18	23. 2. 17
但陽信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 10	23. 2. 7
遠賀信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 24
川之江信用金庫	22. 10. 5	22. 10. 20	22. 11. 2	22. 12. 8
日本海信用金庫	22. 10. 13	22. 10. 25	22. 11. 9	23. 1. 7
西中国信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 9	23. 3. 8
水島信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 7	23. 3. 4
鳥取信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 3	23. 3. 3
いちい信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 10
島田信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 15
桑名信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 14
西濃信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 15
静岡信用金庫	22. 10. 19	22. 10. 28	22. 11. 17	23. 2. 15
遠州信用金庫	22. 10. 19	22. 10. 28	22. 11. 17	23. 2. 15
東予信用金庫	22. 10. 21	22. 11. 8	22. 12. 15	23. 3. 15
帯広信用金庫	22. 10. 22	22. 11. 8	22. 11. 19	23. 2. 14
北門信用金庫	22. 10. 22	22. 11. 8	22. 12. 9	23. 2. 25
室蘭信用金庫	22. 10. 26	22. 11. 10	22. 11. 26	23. 1. 19
さがみ信用金庫	22. 10. 27	22. 11. 9	22. 11. 26	23. 1. 27

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿沼相互信用金庫	22. 10. 27	22. 11. 9	22. 12. 15	23. 3. 14
尾西信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 10	23. 3. 9
日新信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 17	22. 12. 15	23. 3. 7
神戸信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 17	22. 12. 10	23. 3. 10
大牟田柳川信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 14	23. 3. 4
唐津信用金庫	22. 11. 2	22. 11. 18	22. 12. 16	23. 3. 16
飯能信用金庫	22. 11. 8	22. 11. 18	22. 12. 21	23. 3. 16
氷見伏木信用金庫	22. 11. 8	22. 11. 24	22. 12. 16	23. 3. 30
西武信用金庫	22. 11. 11	22. 11. 24	22. 12. 15	23. 3. 11
東京東信用金庫	22. 11. 12	22. 11. 25	22. 12. 17	23. 3. 14
富士宮信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
津信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 14
関信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
八幡信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
紀北信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 15
奈良中央信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 20	23. 3. 16
奈良信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 21	23. 3. 16
新宮信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 21	23. 3. 17
朝日信用金庫	22. 12. 1	22. 12. 13	23. 1. 24	23. 4. 13
しののめ信用金庫	22. 12. 13	23. 1. 11	23. 2. 1	23. 4. 7
松本信用金庫	22. 12. 14	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 23
館山信用金庫	22. 12. 15	23. 1. 13	23. 1. 28	23. 4. 14
熊本中央信用金庫	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 2. 18	23. 5. 13
備北信用金庫	23. 1. 11	23. 1. 24	23. 2. 4	23. 4. 8
青い森信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 3	23. 6. 3
青木信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 2. 21	23. 5. 19
新湊信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 26	23. 3. 1	23. 6. 1
砺波信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 26	23. 2. 25	23. 5. 25
倉吉信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 31	23. 3. 3	23. 6. 3
津山信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 31	23. 3. 23	23. 5. 17
しまなみ信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 28	23. 3. 8	22. 6. 7
伊達信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 1	22. 5. 25
遠軽信用金庫	23. 1. 13	23. 2. 1	23. 2. 9	23. 3. 9
北星信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 2. 4	23. 3. 23
岐阜信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 2	23. 6. 1
三重信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 2	22. 6. 7
川口信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 26	23. 2. 8	23. 4. 26
北伊勢上野信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 2
尼崎信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 2. 22	23. 5. 20

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
永和信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 2
京都中央信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 2. 22	23. 5. 16
多摩信用金庫	23. 1. 17	23. 1. 27	23. 2. 18	23. 5. 9
結城信用金庫	23. 1. 17	23. 1. 27	23. 2. 17	23. 5. 20
但馬信用金庫	23. 1. 18	23. 2. 1	23. 2. 21	23. 5. 16
福岡信用金庫	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 5. 25
高松信用金庫	23. 2. 2	23. 2. 21	23. 3. 28	23. 6. 1
瀧野川信用金庫	23. 2. 4	23. 2. 22	23. 3. 30	23. 5. 24
芝信用金庫	23. 2. 8	23. 2. 21	23. 3. 4	23. 6. 2
巢鴨信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 22	23. 3. 23	23. 6. 16
中南信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 22	23. 3. 9	23. 5. 26
敦賀信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 24	23. 4. 6	23. 6. 20
しまね信用金庫	23. 2. 14	23. 2. 28	23. 3. 11	23. 6. 10
高崎信用金庫	23. 2. 15	23. 2. 28	23. 4. 6	23. 6. 27
三浦藤沢信用金庫	23. 2. 16	23. 2. 28	23. 3. 30	23. 5. 25
釧路信用金庫	23. 2. 21	23. 3. 7	23. 3. 17	23. 4. 27
村上信用金庫	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 3. 25	23. 6. 15
銚子信用金庫	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 6. 17	23. 9. 14
日田信用金庫	23. 3. 1	23. 3. 15	23. 3. 29	23. 5. 26
中栄信用金庫	23. 3. 2	23. 4. 4	23. 4. 19	23. 6. 27
枚方信用金庫	23. 3. 3	23. 3. 16	23. 4. 26	23. 7. 25
石動信用金庫	23. 3. 7	23. 3. 22	23. 4. 26	23. 7. 7
興能信用金庫	23. 3. 7	23. 3. 22	23. 5. 9	23. 6. 2
播州信用金庫	23. 3. 8	23. 3. 22	23. 4. 27	23. 6. 27
大阪東信用金庫	23. 3. 14	23. 4. 4	23. 4. 28	23. 6. 27
滋賀中央信用金庫	23. 3. 14	23. 4. 4	23. 4. 27	23. 7. 27
大和信用金庫	23. 3. 16	23. 4. 7	23. 4. 20	23. 6. 28
小松川信用金庫	23. 3. 23	23. 4. 4	23. 4. 22	23. 6. 29
東京ベイ信用金庫	23. 3. 24	23. 4. 8	23. 5. 20	23. 8. 9
桐生信用金庫	23. 3. 29	23. 4. 11	23. 4. 26	23. 6. 13
留萌信用金庫	23. 4. 5	23. 4. 19	23. 4. 28	23. 6. 24
北群馬信用金庫	23. 4. 5	23. 4. 20	23. 6. 3	23. 8. 31
佐野信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 9
おかやま信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 10	23. 9. 7
広島信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 9	23. 9. 2
高知信用金庫	23. 4. 14	23. 5. 12	23. 6. 23	23. 9. 22
徳島信用金庫	23. 4. 14	23. 5. 12	23. 6. 15	23. 9. 14
岡崎信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 14	23. 9. 12
豊橋信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 16	23. 6. 21	23. 9. 12

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
半田信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 12
鹿児島相互信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 7	23. 9. 1
烏山信用金庫	23. 4. 21	23. 5. 11	23. 6. 2	23. 8. 12
佐賀信用金庫	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 22	23. 8. 23
九州ひぜん信用金庫	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 24	23. 9. 22
青梅信用金庫	23. 5. 10	23. 5. 23	23. 6. 13	23. 9. 12
大福信用金庫	23. 5. 11	23. 5. 24	23. 6. 20	23. 9. 2
大阪信用金庫	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 24	23. 9. 14
きのくに信用金庫	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 23	23. 9. 16
甲府信用金庫	23. 5. 13	23. 5. 25	23. 6. 16	23. 9. 15
福井信用金庫	23. 5. 13	23. 5. 25	23. 6. 24	23. 10. 11
越前信用金庫	23. 5. 16	23. 5. 26	23. 6. 8	23. 6. 27
札幌信用金庫	23. 5. 17	23. 5. 31	23. 6. 15	23. 8. 3
小樽信用金庫	23. 5. 17	23. 5. 31	23. 6. 9	23. 8. 4
観音寺信用金庫	23. 7. 22	23. 8. 16	23. 8. 26	23. 10. 27
玉島信用金庫	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 9. 26	23. 12. 20
宇和島信用金庫	23. 8. 4	23. 8. 24	23. 9. 30	23. 12. 14
田川信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 3	23. 12. 15
たちばな信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 5	23. 12. 1
蒲郡信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 3. 2
富士信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 2. 23
熊本第一信用金庫	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 11	23. 12. 22
湘南信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 4	24. 2. 2
北陸信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 17	24. 1. 30
長岡信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 14	24. 1. 12
アルプス中央信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 28	24. 1. 27
函館信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 25
日高信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10
北海信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 11. 22	24. 2. 28
広島みどり信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 8	24. 3. 2
萩山口信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 9	24. 3. 30
東山口信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
防府信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
川崎信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 2	23. 12. 16	24. 3. 14
足利小山信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 7	23. 12. 16	24. 3. 16
飯塚信用金庫	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 8	24. 3. 5
愛知信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 24
沼津信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 12	24. 4. 3
高山信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 10

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
西尾信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	23. 12. 14	24. 3. 27
富山信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	24. 1. 17	24. 4. 11
帯広信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 4. 24
網走信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 27
阿南信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 15	23. 12. 14	24. 3. 13
幡多信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 14
淡路信用金庫	23. 11. 2	23. 11. 17	23. 12. 20	24. 3. 16
十三信用金庫	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 21	24. 3. 16
大田原信用金庫	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 1. 17	24. 4. 16
三条信用金庫	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 1. 19	24. 4. 18
諏訪信用金庫	23. 11. 14	23. 11. 30	24. 1. 25	24. 4. 24
新発田信用金庫	23. 11. 15	23. 12. 1	24. 1. 27	24. 4. 26
上田信用金庫	23. 12. 1	23. 12. 15	24. 2. 7	24. 4. 25
島根中央信用金庫	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 3. 1	24. 5. 30
吉備信用金庫	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 2. 29	24. 5. 24
福岡ひびき信用金庫	24. 1. 11	24. 1. 25	24. 3. 6	24. 4. 27
京都信用金庫	24. 1. 16	24. 2. 3	24. 3. 21	24. 6. 27
佐原信用金庫	24. 1. 18	24. 2. 2	24. 3. 16	24. 6. 15
西兵庫信用金庫	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 3. 8	24. 5. 30
苫小牧信用金庫	24. 1. 27	24. 2. 13	24. 3. 16	24. 5. 22
城北信用金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 27	24. 6. 26
東榮信用金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 21	24. 6. 19
高岡信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 16	24. 3. 22	24. 6. 22
筑後信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 14	24. 3. 16	24. 5. 22
伊万里信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 14	24. 3. 26	24. 6. 18
瀬戸信用金庫	24. 2. 1	24. 2. 15	24. 3. 23	24. 6. 21
愛媛信用金庫	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 3. 15	24. 5. 31
北上信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 27	24. 3. 14	24. 5. 23
東京三協信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 28
館林信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 18
世田谷信用金庫	24. 2. 20	24. 3. 5	24. 4. 18	24. 6. 28
水戸信用金庫	24. 4. 4	24. 4. 18	24. 6. 15	—
足立成和信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 19	24. 6. 7	—
アイオニ信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 19	24. 6. 6	—
呉信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 20	24. 6. 6	—
日本海信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 6. 1	—
三島信用金庫	24. 4. 6	24. 4. 23	24. 6. 6	—
大垣信用金庫	24. 4. 6	24. 4. 23	24. 6. 4	—
会津信用金庫	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 12	—

【信用金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
遠賀信用金庫	24. 4. 9	24. 4. 23	24. 6. 5	—
湖東信用金庫	24. 4. 13	24. 5. 9	24. 6. 14	—
埼玉縣信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 18	—
加茂信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 12	—
大阪商工信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 11	24. 6. 15	—
大阪厚生信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 10	24. 6. 8	—
小浜信用金庫	24. 4. 17	24. 5. 14	24. 6. 15	—
熊本信用金庫	24. 4. 17	24. 5. 8	24. 6. 8	—
室蘭信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	—
空知信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	—
長浜信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 14	24. 6. 14	—
新潟信用金庫	24. 4. 23	24. 5. 14	24. 6. 15	—
鶴来信用金庫	24. 4. 24	24. 5. 21	24. 6. 22	—

【信用組合】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
会津商工信用組合	22.	2.	4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 22
山口県信用組合	22.	2.	5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 9
ウリ信用組合	22.	2.	5	22. 2. 22	22. 3. 30	22. 6. 11
熊本県信用組合	22.	2.	8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 22
京滋信用組合	22.	2.	8	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 22
兵庫ひまわり信用組合	22.	2.	8	22. 2. 22	22. 3. 26	22. 6. 21
大阪府医師信用組合	22.	2.	8	22. 2. 22	22. 3. 10	22. 5. 26
銚子商工信用組合	22.	2.	9	22. 2. 18	22. 3. 15	22. 5. 14
埼玉信用組合	22.	2.	9	22. 2. 22	22. 3. 17	22. 6. 1
金沢中央信用組合	22.	2.	15	22. 2. 24	22. 3. 3	22. 6. 1
滋賀県民信用組合	22.	3.	15	22. 3. 24	22. 4. 9	22. 6. 17
富山県信用組合	22.	4.	2	22. 4. 19	22. 5. 27	22. 8. 27
中ノ郷信用組合	22.	4.	5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 6. 23
三條信用組合	22.	4.	5	22. 4. 15	22. 5. 11	22. 6. 22
君津信用組合	22.	4.	6	22. 4. 19	22. 5. 12	22. 7. 13
神奈川県医師信用組合	22.	4.	6	22. 4. 16	22. 5. 10	22. 6. 24
長崎県民信用組合	22.	4.	6	22. 4. 20	22. 6. 30	22. 9. 17
古川信用組合	22.	4.	13	22. 5. 10	22. 6. 11	22. 9. 1
香川県信用組合	22.	4.	19	22. 5. 13	22. 6. 17	22. 9. 15
成協信用組合	22.	4.	20	22. 5. 13	22. 6. 15	22. 9. 13
ミレ信用組合	22.	4.	20	22. 5. 13	22. 6. 16	22. 9. 7
ハナ信用組合	22.	4.	20	22. 5. 14	22. 6. 14	22. 9. 9
房総信用組合	22.	4.	23	22. 5. 13	22. 6. 4	22. 8. 24
岐阜商工信用組合	22.	5.	10	22. 5. 20	22. 6. 18	22. 9. 16
益田信用組合	22.	5.	10	22. 5. 20	22. 6. 16	22. 9. 14
兵庫県医療信用組合	22.	5.	10	22. 5. 24	22. 6. 4	22. 8. 26
福岡県南部信用組合	22.	5.	17	22. 5. 31	22. 6. 9	22. 6. 30
全東栄信用組合	22.	5.	19	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 9. 9
山形第一信用組合	22.	5.	21	22. 6. 7	22. 6. 18	22. 9. 16
群馬県医師信用組合	22.	5.	21	22. 6. 2	22. 6. 16	22. 8. 27
巻信用組合	22.	5.	24	22. 6. 3	22. 8. 10	22. 10. 28
十勝信用組合	22.	5.	25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 20
愛知県医療信用組合	22.	5.	26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 14
愛知県医師信用組合	22.	5.	26	22. 6. 4	22. 6. 11	22. 9. 13
富山県医師信用組合	22.	6.	8	22. 6. 17	22. 6. 23	22. 9. 15
名古屋青果物信用組合	22.	7.	1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 7
静岡県医師信用組合	22.	7.	1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 15
岐阜県医師信用組合	22.	7.	1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 4

【信用組合】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
近畿産業信用組合	22. 7. 13	22. 7. 28	23. 3. 24	23. 6. 27
新潟県信用組合	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 9	22. 11. 30
第一勸業信用組合	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 11. 2
島根益田信用組合	22. 8. 2	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 26
広島県信用組合	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 29	22. 12. 22
笠岡信用組合	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 29	22. 12. 22
興栄信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 10. 26
真岡信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 1
埼玉県医師信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 3	22. 11. 15
小田原第一信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 8
鹿児島県医師信用組合	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 8. 27	22. 11. 4
長崎三菱信用組合	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 11. 17
函館商工信用組合	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 7	22. 12. 21
北央信用組合	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 9. 10	22. 10. 21
熊谷商工信用組合	22. 8. 19	22. 8. 31	22. 9. 13	22. 11. 10
長野県信用組合	22. 8. 19	22. 8. 31	22. 9. 22	22. 12. 17
那須信用組合	22. 8. 19	22. 9. 2	22. 10. 20	23. 2. 14
東京証券信用組合	22. 8. 27	22. 9. 8	22. 9. 21	22. 10. 20
備後信用組合	22. 9. 9	22. 9. 21	22. 10. 5	22. 11. 25
のぞみ信用組合	22. 9. 16	22. 10. 5	22. 10. 21	23. 1. 17
東京厚生信用組合	22. 9. 17	22. 10. 6	22. 12. 17	23. 4. 28
糸魚川信用組合	22. 9. 17	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 12. 9
相双信用組合	22. 9. 21	22. 10. 5	22. 10. 19	23. 1. 14
協栄信用組合	22. 9. 22	22. 10. 5	22. 10. 29	22. 12. 17
かみつけ信用組合	22. 9. 27	22. 10. 13	22. 12. 17	23. 4. 7
宮崎県南部信用組合	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 9
奄美信用組合	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 12. 14	23. 2. 1
佐賀西信用組合	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 5
福岡県医師信用組合	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 21	22. 12. 2
塩沢信用組合	22. 10. 5	22. 10. 21	22. 11. 19	23. 2. 7
都留信用組合	22. 10. 6	22. 10. 19	22. 12. 8	23. 3. 30
北郡信用組合	22. 10. 7	22. 10. 25	22. 11. 29	23. 4. 4
山形中央信用組合	22. 10. 7	22. 10. 25	22. 11. 30	23. 3. 30
九州幸銀信用組合	22. 10. 12	22. 10. 25	23. 1. 27	23. 4. 22
信用組合岡山商銀	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 7	23. 3. 11
釧路信用組合	22. 10. 29	22. 11. 15	23. 3. 3	23. 6. 17
熊本県医師信用組合	22. 10. 29	22. 11. 15	22. 11. 26	22. 12. 20
新潟大栄信用組合	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 2	23. 2. 3
仙北信用組合	22. 11. 8	22. 11. 29	23. 3. 4	23. 5. 16

【信用組合】

(平成24年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
東 信 用 組 合	22. 11. 8	22. 11. 18	22. 12. 3	23. 3. 3
東 浴 信 用 組 合	22. 11. 15	22. 11. 26	22. 12. 9	23. 3. 2
両 備 信 用 組 合	22. 11. 17	22. 11. 29	22. 12. 10	23. 3. 9
土 佐 信 用 組 合	22. 11. 17	22. 11. 29	22. 12. 14	23. 3. 1
和 歌 山 県 医 師 信 用 組 合	22. 11. 24	22. 12. 8	22. 12. 21	23. 2. 21
大 阪 貯 蓄 信 用 組 合	22. 11. 24	22. 12. 8	22. 12. 17	23. 3. 9
大 東 京 信 用 組 合	22. 12. 8	23. 1. 11	23. 2. 2	23. 4. 22
共 立 信 用 組 合	22. 12. 9	23. 1. 12	23. 1. 25	23. 3. 25
岩 手 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 25	23. 1. 31	23. 3. 2
山 形 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 25	23. 1. 31	23. 2. 28
大 分 県 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 3. 18	23. 6. 8
あ す か 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 1	23. 5. 17
神 奈 川 県 歯 科 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 2. 9	23. 4. 27
石 川 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 1. 28	23. 4. 28
福 井 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 1. 28	23. 4. 28
半 原 信 用 組 合	23. 1. 13	23. 1. 25	23. 2. 17	23. 5. 17
飛 騨 信 用 組 合	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 4	23. 6. 2
文 化 産 業 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 26	23. 2. 8	23. 4. 22
北 部 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 31	23. 3. 25	23. 6. 29
豊 橋 商 工 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 1
京 滋 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 3	23. 5. 27
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 5. 24
と び う め 信 用 組 合	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 6. 16
佐 世 保 中 央 信 用 組 合	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 5. 12
信 用 組 合 横 浜 華 銀	23. 2. 4	23. 2. 17	23. 3. 3	23. 4. 27
札 幌 中 央 信 用 組 合	23. 2. 21	23. 3. 7	23. 3. 23	23. 6. 8
五 泉 信 用 組 合	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 3. 25	23. 6. 6
新 潟 鉄 道 信 用 組 合	23. 3. 2	23. 3. 17	23. 4. 13	23. 6. 28
兵 庫 県 信 用 組 合	23. 3. 3	23. 3. 16	23. 4. 12	23. 6. 17
七 島 信 用 組 合	23. 3. 25	23. 4. 12	23. 5. 20	23. 6. 29
あ か ぎ 信 用 組 合	23. 3. 25	23. 4. 11	23. 5. 20	23. 8. 11
ハ ナ 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 25	23. 6. 2	23. 9. 6
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 18	23. 4. 21	23. 5. 26
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 18	23. 4. 21	23. 6. 13
空 知 商 工 信 用 組 合	23. 4. 5	23. 4. 19	23. 4. 28	23. 6. 16
あ す な ろ 信 用 組 合	23. 4. 6	23. 4. 21	23. 6. 16	23. 10. 18
江 東 信 用 組 合	23. 4. 7	23. 4. 22	23. 6. 16	23. 10. 12
太 陽 信 用 組 合	23. 4. 12	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 14
朝 銀 西 信 用 組 合	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 10	23. 9. 21

【信用組合】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
信用組合 広島商銀	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 14	23. 9. 12
三河信用組合	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 29
鹿児島興業信用組合	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 7	23. 9. 1
新栄信用組合	23. 4. 20	23. 5. 16	23. 6. 23	23. 9. 30
福岡県中央信用組合	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 7. 8	23. 9. 9
中央信用組合	23. 5. 11	23. 5. 24	23. 6. 21	23. 9. 16
ミレ信用組合	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 22	23. 9. 14
福江信用組合	23. 7. 4	23. 7. 19	23. 7. 29	23. 9. 8
広島市信用組合	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 10. 4	24. 1. 17
佐賀東信用組合	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 9. 30	23. 12. 21
信用組合 愛知商銀	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 12	24. 2. 24
愛知県中央信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 5	23. 12. 27
イ才信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 17	24. 3. 14
中央商銀信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 28	24. 1. 25
山梨県民信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 12. 22	24. 3. 29
東群馬信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 11. 18	24. 2. 15
群馬県信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 19	24. 1. 18
青和信用組合	23. 8. 22	23. 9. 6	23. 10. 20	24. 1. 19
大阪協栄信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 19	24. 1. 19
大同信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 18	24. 1. 16
淡陽信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 10. 26	24. 1. 26
滋賀県信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 11. 2	24. 2. 2
秋田県信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 28	24. 1. 25
宿毛商銀信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 7	23. 11. 25
呉市職員信用組合	23. 10. 18	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 2. 13
福岡県南部信用組合	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 14	24. 2. 14
青森県信用組合	23. 11. 2	23. 11. 21	24. 1. 16	24. 5. 14
毎日信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 7	24. 3. 5
大阪府医師信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 14	24. 3. 14
大阪府警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
兵庫県警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
神戸市職員信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
岐阜商工信用組合	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 2. 28	24. 5. 28
山口県信用組合	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 3. 2	24. 5. 22
島根益田信用組合	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 2. 28	24. 5. 25
滋賀県民信用組合	24. 1. 16	24. 2. 3	24. 3. 2	24. 5. 25
神奈川県医師信用組合	24. 1. 17	24. 2. 2	24. 3. 2	24. 5. 31
君津信用組合	24. 1. 18	24. 2. 2	24. 3. 14	24. 6. 6
成協信用組合	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 4. 6	24. 6. 28

【信用組合】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
兵庫ひまわり信用組合	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 3. 12	24. 6. 12
京滋信用組合	24. 1. 23	24. 2. 8	24. 4. 26	—
埼玉信用組合	24. 1. 30	24. 2. 14	24. 3. 22	24. 6. 19
銚子商工信用組合	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 3. 26	24. 6. 22
五城信用組合	24. 2. 7	24. 2. 27	24. 3. 9	24. 5. 15
房総信用組合	24. 2. 20	24. 3. 5	24. 4. 18	—
富山県医師信用組合	24. 3. 6	24. 3. 19	24. 3. 28	24. 6. 20
笠岡信用組合	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 6. 7	—
備後信用組合	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 5. 31	—
福島県商工信用組合	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 13	—
三條信用組合	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 15	—
茨城県信用組合	24. 4. 13	24. 5. 8	24. 6. 15	—
のぞみ信用組合	24. 4. 13	24. 5. 9	24. 6. 15	—
ハナ信用組合	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 12	—
富山県信用組合	24. 4. 17	24. 5. 14	24. 6. 14	—
ミレ信用組合	24. 4. 17	24. 5. 10	24. 6. 15	—
兵庫県医療信用組合	24. 4. 23	24. 5. 17	24. 6. 15	—
佐賀西信用組合	24. 4. 23	24. 5. 16	24. 6. 15	—
小田原第一信用組合	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 15	—
全東栄信用組合	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 18	—

【労働金庫】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中国労働金庫	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 9. 21	24. 1. 27
長野県労働金庫	23. 8. 18	23. 8. 29	23. 9. 22	23. 11. 22
四国労働金庫	24. 1. 23	24. 2. 6	24. 3. 9	24. 6. 26
北海道労働金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 16	—
近畿労働金庫	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 15	—

【信用農業協同組合連合会】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
滋賀県信用農業協同組合連合会	24. 1. 11	24. 2. 13	24. 3. 2	24. 5. 15

【信用漁業協同組合連合会】

(平成24年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖縄県信用漁業協同組合連合会	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 9. 16	23. 12. 15

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
NKSJ ホールディングス	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 10	24. 1. 23
東京海上ホールディングス	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 19	24. 6. 26
アクサジャパンホールディング	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
マスマチュアル生命保険	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 21	24. 1. 12
明治安田生命保険	23. 10. 31	23. 11. 18	24. 2. 3	24. 4. 25
カーディフ・アシュアランス・ヴィ	23. 11. 14	23. 11. 30	24. 1. 24	24. 4. 18
三井生命保険	23. 11. 21	23. 12. 6	24. 2. 1	24. 4. 27
東京海上日動あんしん生命保険	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 6	—
アメリカンファミリーライフアシュアランス カンパニーオブコロンバス	24. 2. 9	24. 2. 27	—	—
かんぼ生命保険	24. 2. 10	24. 2. 27	24. 4. 17	—
アクサ生命保険	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—
朝日生命保険	24. 4. 23	24. 5. 15	24. 6. 22	—

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
損害保険ジャパン	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 10	24. 1. 23
日本興亜損害保険	23. 8. 17	23. 9. 5	23. 11. 8	24. 1. 23
エイアイユーインシュアランスカンパニー	23. 8. 18	23. 9. 1	23. 11. 14	24. 2. 13
アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー	23. 8. 18	23. 9. 1	23. 10. 18	24. 1. 18
カーディフ・アシュアランス・リス ク・ディヴェール	23. 11. 14	23. 11. 30	24. 1. 24	24. 4. 18
トア再保険	23. 11. 21	23. 12. 6	24. 1. 23	24. 4. 9
東京海上日動火災保険	24. 2. 2	24. 2. 17	24. 4. 12	24. 6. 26
日新火災海上保険	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 4. 16	—
トランスアトランティック ラインシュアランスカンパニー	24. 3. 14	24. 5. 9	24. 6. 8	—
オールジーエー・ ラインシュアランス・カンパニー	24. 3. 14	24. 5. 10	24. 6. 22	—
スイス・ラインシュアランス・ カンパニー・リミテッド	24. 3. 14	24. 5. 14	24. 6. 11	—
アクサ損害保険	24. 4. 20	24. 5. 14	—	—

免許特定法人（特定損害保険業免許）に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

（平成24年6月30日現在）

免許特定法人名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	23. 10. 28	23. 11. 17	23. 12. 21	24. 3. 1

（注）当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

（立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照）

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ユービーエス・エイ・ジー 在日支店	23. 8. 22	23. 8. 29	23. 10. 7	23. 11. 22
UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	23. 8. 22	23. 8. 29	23. 10. 7	23. 11. 22
韓国外換銀行在日支店	—	23. 8. 24	23. 10. 7	23. 12. 19
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ 東京支店	23. 10. 19	23. 11. 8	23. 12. 16	24. 3. 9
メリルリンチ日本証券	23. 10. 19	23. 11. 8	23. 12. 16	24. 3. 9
中国工商银行在日支店	23. 10. 20	23. 11. 8	23. 12. 8	24. 2. 22
イタウ・ウニバンコ・エッセ・アール 東京支店	23. 11. 8	23. 11. 22	23. 12. 14	24. 3. 8
クレディ・アグリコル銀行 東京支店	24. 1. 16	24. 1. 30	24. 3. 8	24. 5. 8
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィー 東京支店	24. 1. 16	24. 1. 30	24. 3. 8	24. 5. 8
ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店	24. 1. 18	24. 2. 2	—	—
ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ・ノース・パシフィック・リミテッド 東京支店	24. 1. 18	24. 2. 2	—	—
ソシエテ・ジェネラル信託銀行	—	24. 3. 13	—	—
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店	24. 3. 21	24. 4. 11	24. 5. 31	—
B N P パリバ証券	24. 3. 21	24. 4. 11	24. 5. 31	—
インテザ・サンパオロ・エッセ・ピー・アール 東京支店	24. 5. 14	24. 6. 4	24. 6. 19	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-12 政策金融機関等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成24年6月30日現在)

政 策 金 融 機 関 等 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
国 際 協 力 機 構	24. 1. 26	24. 2. 9	24. 3. 21	24. 6. 20
住 宅 金 融 支 援 機 構	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 18	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 19	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-13 主な検査対象機関及び根拠法令

検査対象	対象数	検査の根拠法令
銀行持株会社	16	銀行法第52条の32
都市銀行等	7	銀行法第25条
信託銀行	18	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条
地方銀行	65	銀行法第25条
第二地方銀行	42	銀行法第25条
信用金庫	272	信用金庫法第89条
労働金庫	14	労働金庫法第94条
信用協同組合	159	協同組合による金融事業に関する法律第6条
保険持株会社	9	保険業法第271条の28
生命保険会社	44	保険業法第129条 保険業法第201条
損害保険会社	53	
信用農業協同組合連合会	36	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	29	水産業協同組合法第123条

- (注1) 対象数については、平成24年3月31日現在。
(注2) 都市銀行等とは、都市銀行及び旧長期信用銀行（現 新生銀行、あおぞら銀行）である。
(注3) 地方銀行については、埼玉りそな銀行を含む。
(注4) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。
(注5) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。
(注6) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。
(注7) 生命保険会社については、損保系生保子会社及び外国生命保険会社を含む。
(注8) 損害保険会社については、生保系損保子会社及び外国損害保険会社を含む。

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 23 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
＜アンケート①＞ 検査執行状況等に関する事項
＜アンケート②＞ 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
＜アンケート①＞
対象先: 227 先 (23 年 7 月以降 24 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)
回収率: 93.4% (212 先)
＜アンケート②＞
対象先: 252 先 (23 年 7 月以降 24 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)
回収率: 90.1% (227 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする割合が 65.0%(昨年 71.7%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 33.3%(同 26.6%)となり、「1(妥当)」とする割合は、昨年に比べやや減少しました。

ただし、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合は 98.3%(昨年 98.3%)と、昨年と同じ水準であり、また、98%を超えていることを勘案すると、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 29 項目のうち 27 項目で、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目について、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 8.5%

金融機関から、検査の時期が決算期末や年末・年始などの繁忙期と重なり負担感を感じたとの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた割合(8.5%)は、昨年(10.6%)より減少してはいますが、今後とも、決算期末、株主総会(総代会)や年末・年始の時期などに検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 3.3%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

「3」と「4」を合わせた割合(3.3%)は、昨年(3.1%)とほぼ同様の水準ですが、今後とも、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

自由記載欄における意見について

◇ 自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・ 金融検査評価制度は、各リスクカテゴリーにおける客観的な評価を示すもので、自社態勢の強化すべき点、求められるレベル感を把握する上で有益なものと認識。
- ・ 主任検査官と役員、担当検査官と各部門、階層に応じたコミュニケーションを通じて双方向の議論が図れた。
- ・ 金融円滑化管理態勢の検証に際しては、円滑化への取組事例を評価いただき今後の励みにもなった。今後ともこういった取組みをお願いしたい。
- ・ 「金融検査マニュアルに関するよくある質問(FAQ)」や「金融検査指摘事例集」は、内部管理態勢の強化等を図るために有効であることから、今後も更なる充実をお願いする。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果は、項目全体として、「1(理解しやすい)」とする割合が 68.5%(昨年 83.8%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が 29.3%(同 14.9%)となり、「1(理解しやすい)」とする割合は、昨年より相当程度減少しました。これは、昨年は、中小企業金融円滑化法の実施状況等に絞った検査に係る通知が多く、理解しやすいとする回答が多かったことなども影響したものと考えています。

ただし、「1(理解しやすい)」と「2(概ね理解しやすい)」を合わせた割合は 97.8%(同 98.7%)と、昨年とほぼ同様の水準であり、また、97%を超えていることを勘案すると、検査結果通知については、全体としてはほぼ適切に行われたものと考えています。

終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課指導総括係
Tel:03-3506-6000(内線 2300、2583)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合	回答割合
				(未回答を含まず)	(未回答を含む)
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	128	60.7	60.4
		2 概ね妥当なものであった	78	37.0	36.8
		3 あまり妥当なものではなかった	5	2.4	2.4
		4 妥当なものではなかった	-	-	-
		5 未回答	1	-	0.5
	2 検査期間	1 妥当なものであった	115	54.2	54.2
		2 概ね妥当なものであった	91	42.9	42.9
		3 あまり妥当なものではなかった	6	2.8	2.8
		4 妥当なものではなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	3 検査の時期	1 適切なものであった	97	45.8	45.8
		2 概ね適切なものであった	97	45.8	45.8
		3 あまり適切なものではなかった	16	7.5	7.5
		4 適切なものではなかった	2	0.9	0.9
		5 未回答	-	-	-
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	120	56.6	56.6
		2 概ね考慮されたものであった	85	40.1	40.1
		3 あまり考慮されていなかった	5	2.4	2.4
		4 考慮されていなかった	2	0.9	0.9
		5 未回答	-	-	-
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	156	73.6	73.6
		2 概ね適当なものであった	52	24.5	24.5
		3 あまり適当なものではなかった	4	1.9	1.9
		4 適当なものではなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
小計		1	616	58.2	58.1
		2	403	38.1	38.0
		3	36	3.4	3.4
		4	4	0.4	0.4
		5	1	-	0.1
検査重要事項等	6 重要事項等の説明	1 十分理解できた	181	85.4	85.4
		2 概ね理解できた	31	14.6	14.6
		3 一部で分かりにくいところがあった	-	-	-
		4 分かりにくかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
資料の提出	7 資料提出への対応 (既存資料の活用等)	1 十分活用できた	97	45.8	45.8
		2 概ね活用できた	111	52.4	52.4
		3 あまり活用できなかった	4	1.9	1.9
		4 活用できなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	8 資料の作成内容	1 全て検査内容に応じたものであった	122	57.5	57.5
		2 概ね検査内容に応じたものであった	89	42.0	42.0
		3 あまり検査内容に応じたものではなかった	1	0.5	0.5
		4 検査内容に応じたものではなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	9 資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	87	41.0	41.0
		2 概ね配慮したものであった	120	56.6	56.6
		3 あまり配慮されなかった	5	2.4	2.4
4 配慮されなかった		-	-	-	
5 未回答		-	-	-	
小計		1	306	48.1	48.1
		2	320	50.3	50.3
		3	10	1.6	1.6
		4	-	-	-
		5	-	-	-
実地調査	10 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	161	91.0	75.9
		2 概ね承諾を得ていた	16	9.0	7.5
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-	-
		4 承諾を得ていなかった	-	-	-
		5 未回答	35	-	16.5
	11 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	172	96.6	81.1
		2 業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	6	3.4	2.8
		3 業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	-	-	-
		4 業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	-	-	-
		5 未回答	34	-	16.0
	12 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	162	94.2	76.4
		2 概ね立会いの下で行われた	10	5.8	4.7
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-	-
4 立会いは行われなかった		-	-	-	
5 未回答		40	-	18.9	
小計		1	495	93.9	77.8
		2	32	6.1	5.0
		3	-	-	-
		4	-	-	-
		5	109	-	17.1

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合	回答割合
				(未回答を含まず)	(未回答を含む)
検査の執行状況等	13 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	147	69.7	69.3
		2 概ね行われた	59	28.0	27.8
		3 あまり行われなかった	4	1.9	1.9
		4 行われなかった	1	0.5	0.5
		5 未回答	1	-	0.5
	14 重要なリスクに焦点をあてた検証	1 行われた	150	70.8	70.8
		2 概ね行われた	61	28.8	28.8
		3 あまり行われなかった	1	0.5	0.5
		4 行われなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	128	60.4	60.4
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	79	37.3	37.3
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	5	2.4	2.4
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に基づいた検証であった	98	68.5	46.2
		2 概ね別冊に基づいた検証であった	44	30.8	20.8
		3 一部で別冊に基づかない検証があった	1	0.7	0.5
		4 別冊に基づかない検証であった	-	-	-
		5 未回答	69	-	32.5
	17 検証にあたっての双方向の議論	1 行われた	150	70.8	70.8
		2 概ね行われた	58	27.4	27.4
		3 あまり行われなかった	4	1.9	1.9
		4 行われなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	18 深度ある原因分析・解明	1 行われた	81	59.6	58.3
		2 概ね行われた	55	40.4	39.6
		3 あまり行われなかった	-	-	-
		4 行われなかった	-	-	-
		5 未回答	3	-	2.2
	19 根拠の提示	1 十分根拠が示された	120	56.6	56.6
		2 概ね根拠が示された	86	40.6	40.6
		3 一部で根拠が示されないところもあった	6	2.8	2.8
		4 根拠は示されなかった	-	-	-
		5 未回答	-	-	-
	20 より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1 明確に示された	89	65.4	64.0
		2 概ね明確に示された	47	34.6	33.8
		3 あまり明確に示されなかった	-	-	-
		4 明確に示されなかった	-	-	-
		5 未回答	3	-	2.2
	21 金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1 資するものであった	87	64.0	62.6
		2 概ね資するものであった	49	36.0	35.3
		3 あまり資するものではなかった	-	-	-
		4 資するものではなかった	-	-	-
		5 未回答	3	-	2.2
22 検証結果に関する真の理解(「納得感」)	1 十分納得のいくものであった	67	49.3	48.2	
	2 概ね納得のいくものであった	67	49.3	48.2	
	3 一部で納得のいかないところがあった	2	1.5	1.4	
	4 納得のいかないものであった	-	-	-	
	5 未回答	3	-	2.2	
23 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施された	88	46.1	41.5	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	98	51.3	46.2	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	5	2.6	2.4	
	4 全く異なる目線で検査が実施された	-	-	-	
	5 未回答	21	-	9.9	
24 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	130	61.3	61.3	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	78	36.8	36.8	
	3 あまり穏健冷静な態度ではなかった	4	1.9	1.9	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	-	
	5 未回答	-	-	-	
25 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	106	50.0	50.0	
	2 概ね有していた	102	48.1	48.1	
	3 あまり有していなかった	4	1.9	1.9	
	4 有していなかった	-	-	-	
	5 未回答	-	-	-	
小計	1	1,441	61.0	58.5	
	2	883	37.4	35.8	
	3	36	1.5	1.5	
	4	1	-	0.0	
	5	103	-	4.2	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合	回答割合	
				(未回答を含まず)	(未回答を含む)	
エグジットミーティング	26	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	164	77.4	77.4
			2 概ね確認できた	46	21.7	21.7
			3 一部で確認できないところがあった	2	0.9	0.9
			4 確認できなかった	-	-	-
			5 未回答	-	-	-
オンサイトモニター	27	実施時期	1 適当な時期であった	158	74.9	74.5
			2 概ね適当な時期であった	48	22.7	22.6
			3 あまり適当な時期ではなかった	5	2.4	2.4
			4 適当な時期ではなかった	-	-	-
			5 未回答	1	-	0.5
	28	オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	168	79.6	79.2
			2 金融機関の希望により実施すべきである	43	20.4	20.3
			3 実施すべきではない	-	-	-
			4 未回答	1	-	0.5
			小計	1	326	77.3
	2	91	21.6	21.5		
	3	5	1.2	1.2		
	4	-	-	-		
	5	2	-	0.5		
金融検査評定制度	29	評定結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	67	41.6	31.6
			2 概ね納得のいくものであった	90	55.9	42.5
			3 一部で納得のいかないところがあった	4	2.5	1.9
			4 納得のいかないものであった	-	-	-
			5 未回答	51	-	24.1
面談の希望	37	オフサイトモニターの内容について当局幹部との面談希望	1 希望する	2	1.0	0.9
			2 希望しない	206	99.0	97.2
			5 未回答	4	-	1.9
合 計			1	3,529	65.0	62.5
			2	1,806	33.3	32.0
			3	89	1.6	1.6
			4	5	0.1	0.1
			5	215	-	3.8

(注)「回答割合(未回答を含まず)」は未回答分を分母に含めずに算定し、「回答割合(未回答を含む)」は未回答分を分母に含めて算定している。

資料 20-4-1

意見申出実績

○ 申出機関数

(平成24年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～20 事務年度	20	9	2	5	2	38
21 事務年度	2	0	0	0	0	2
22 事務年度	0	0	0	0	0	0
23 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	9	2	5	2	40

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他: 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～23 事務年度合計	21 事務年度	22 事務年度	23 事務年度
預金等受入金融機関	336	15	0	0
評価段階	3	0	0	0
経営管理(ガバナンス)態勢 —基本的要素—	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	7	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	1	0	0
信用リスク管理態勢	3	2	0	0
資産査定管理態勢	299	5	0	0
自己査定	245	0	0	0
うち債務者(債権)区分	178	4	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	54	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理 態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融 機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計	370	15	0	0
(うち金融機関意見採用)	(161)	(2)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 44%				

(注) 申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。

金融検査結果事例集（平成 23 検査事務年度前期版）

はじめに

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を取りまとめ、公表してきている。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要と考えており、昨事務年度に引き続き、本事務年度においても、預金等受入金融機関に対する検査結果について前期版として公表することとした。

なお、預金等受入金融機関以外の金融機関については、7月に公表を予定している次の事例集に掲載することとしている。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりである。

1. 検査基本方針における「検査重点事項」に関連する事例を多く掲載

本事務年度の検査基本方針においては、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要であるとの認識を示し、昨事務年度に引き続き、各金融機関の戦略目標の合理性や持続可能性をはじめ、「経営管理（ガバナンス）態勢」の整備について重点的に検証してきており、本事例集においては、これらに関する事例を多く掲載している。

また、同方針の「検査重点事項」において、新たな検証項目として追加された、震災等を踏まえた業務継続体制や、リスク性商品の説明態勢・フォローアップ態勢の整備等に係る事例も掲載している。

2. 金融円滑化に関連する事例を多く掲載

金融庁では、金融円滑化法の実施等を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させる観点から、今期の金融検査においても、昨事務年度に引き続き、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮等について重点的に検証しており、「金融円滑化編」において、指摘事例だけではなく、評価事例も多く掲載している。

一方、債務者の実態を十分に把握することなく条件変更に応じている問題事例等については、「信用リスク管理態勢」に掲載している。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。

(<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120223-1.html>)

金融検査結果事例集（平成 23 検査事務年度後期版）

はじめに

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を取りまとめ、公表してきている。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果事例集を公表することが重要と考えており、23 事務年度の前期版に引き続き、後期版を公表することとした。

後期版は、預金等受入金融機関をはじめ、信託兼営金融機関、保険会社及び貸金業者の事例を掲載している。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりである。

1. 検査基本方針における「検査重点事項」に関連する事例を多く掲載

23 事務年度の検査基本方針においては、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要であるとの認識を示している。

このため、金融検査の際には、22 事務年度に引き続き、各金融機関の戦略目標の合理性や持続可能性をはじめ、「経営管理（ガバナンス）態勢」の整備について重点的に検証してきており、本事例集においては、これらに関する事例を多く掲載している。

また、同方針の「検査重点事項」において、新たな検証項目として追加された、震災等を踏まえた業務継続体制や、リスク性商品の説明態勢・フォローアップ態勢の整備等に係る事例も掲載している。

2. 評価事例を多く掲載

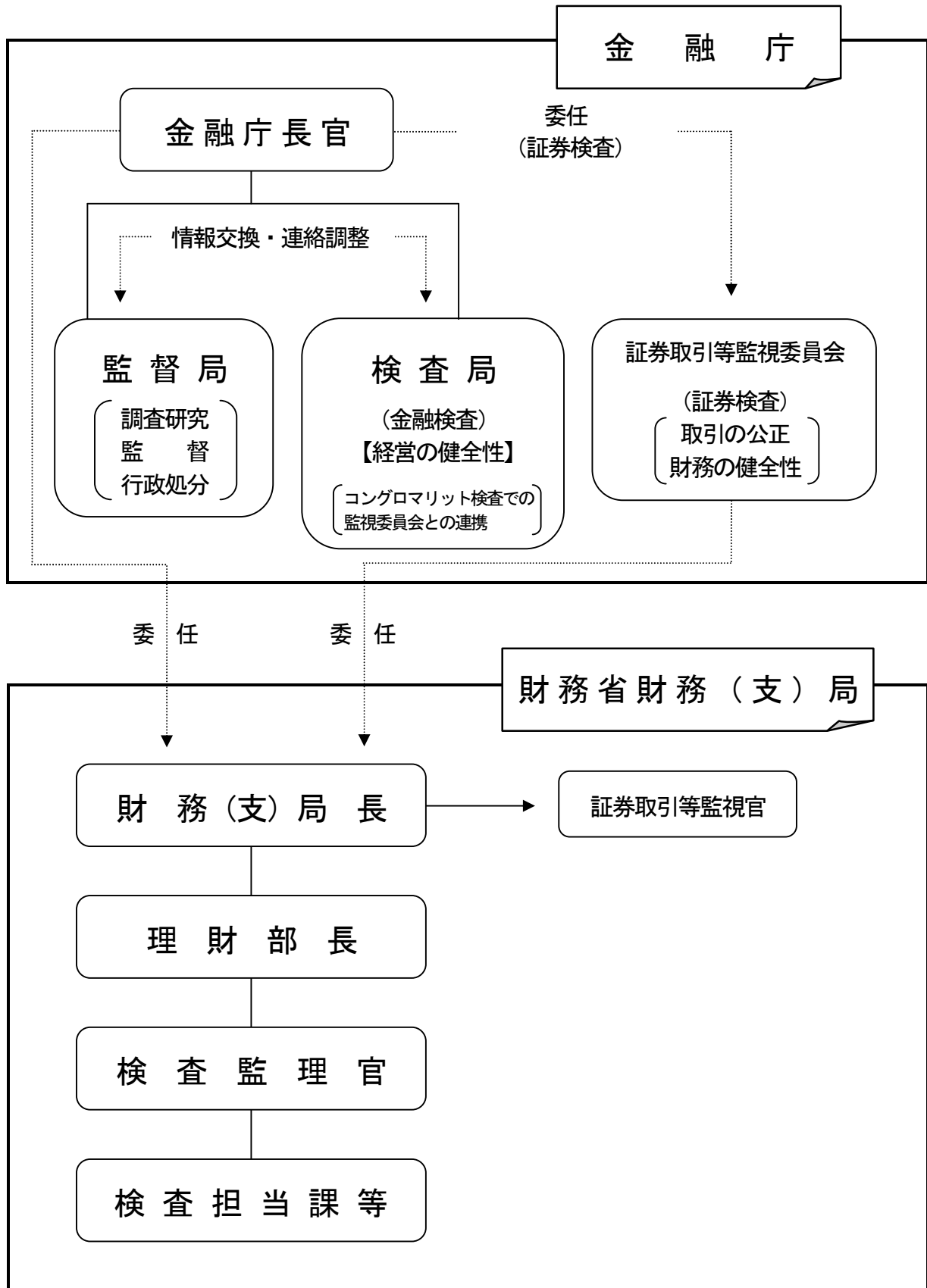
金融検査においては、従来より、金融機関における管理態勢上の問題点を指摘するだけにとどまらず、評価すべき点があれば、それを明示し、そうした取組を督励している。

これまでは、「金融円滑化編」において、コンサルティング機能の発揮に係る評価事例を中心に掲載してきたところであるが、今回は、「金融円滑化編」以外においても、評価事例を相当数掲載している。

※ 詳細については、以下の URL を参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。

(<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120810-4.html>)

金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係



検査情報受付窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～ 金融機関に関する情報の提供をお願いします！

金融庁及び財務局では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来より、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しております。

これまでも、利用者の皆様から多数の情報を提供いただき、検査に活用させていただいておりますが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要です。特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いします。

なお、財務局長登録の貸金業者についても、常時、検査情報受付窓口により情報を受け付けています。「[登録貸金業者情報検索入力ページ](#)」で登録財務局をご確認の上、[当該財務局等の検査情報受付窓口](#)に情報をご提供下さい。[こちらをクリック](#)。

(注) 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には財務局長登録の貸金業者となります。

検査実施中の金融機関は、一定期間金融庁及び財務局ウェブサイト（ホームページ）上に掲載してあります。掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認の上、ホームページ上の入力フォーム、ファックス、郵送等によりご連絡ください。

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
 なお、こちらからは、[公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は受け付けていません](#)。[公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報はこちらをクリック](#)。
- (2) 情報の内容は、金融機関名・支店名など出来るだけ具体的に記述してください。また、イ、顧客情報管理に関するもの、ロ、説明責任の履行状況に関するもの、ハ、法令等遵守状況に関するもの、ニ、苦情等処理状況に関するものに該当する場合は、その旨を明記して下さい。
- (3) 検査には、法令等遵守態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、これらを特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など様々なものがあります。したがって、提供された情報につきましては、当該検査のほか、次回検査や幅広く金融行政においても活用させていただきます。そのため、内容に応じ金融庁他部局及び財務局へ回付させていただく場合があります。
- (4) 受け付けた情報に関する照会や個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください（なお、[各金融関係団体には相談窓口が設置されています](#)。[こちらをクリック](#)）。
- (5) 金融機関名の掲載期間は、検査予告日（無予告の場合は立入開始日）から各業態毎に以下の期間（営業日ベース）となっております（以下の期間経過前に立ち入り検査が終了した場合は、金融機関名の公表は取りやめます。）。

1. 主要行	60 日
2. 外銀その他の銀行等	40 日
3. 地域銀行	40 日
4. 信用金庫・信用組合・労働金庫等	30 日
5. 信用農業協同組合連合会・信用漁業協同連合会	20 日
6. 保険会社	40 日

なお、ウェブサイト（ホームページ）上に掲載されていない金融機関についても、下記の検査情報受付窓口において随時情報を受け付けています。

- (6) 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、特別検査などについては、金融機関名を掲載しておりません。